

# Deloitte.



## 2017年インドネシア投資ガイド Essential Investment Gateway into Indonesia (EIGI) 日本語版

デロイトインドネシア

# 目次

A.	インドネシアの概況	4
	1. 概要	
	2. 人口分布	
	3. 投資環境	
	4. 産業の概要及び見通し	
	5. 地域別概要	
B.	投資のステージ 組織の進化の5つのステージ	14
C.	会社の設立	15
	1. 一般的な投資方針	
	2. 会社の形態	
	3. 投資手続	
	4. 合併及び買収	
	5. 事業に関する法令	
D.	インドネシアの税制	21
	1. 優遇税制	
	2. 税務事務	
	3. 法人に関する税金	
	4. 個人所得税	
	5. 間接税	
	6. 源泉税	
E.	監査及びコンプライアンス	42
	1. 会計期間	
	2. 通貨	
	3. 言語及び会計基準	
	4. 監査要件	
	5. 独立性	
F.	労働環境	44
	1. 従業員の権利と報酬	
	2. 賃金及び福利厚生	
	3. 解雇	
	4. 労働者及びマネジメントの関係	
	5. 外国人の雇用	
	デロイトとは	47
	コンタクト先	50

# はじめに



現インドネシア政府は、インドネシア経済の成長を維持するためにも新たな投資を呼び込むことが不可欠であると認識しています。東南アジア諸国連合（ASEAN）創設メンバーとして、インドネシアはASEANの目的である貿易と投資の自由化を進める意向です。G20での貿易自由化に関するアジェンダにおいて、インドネシアは東南アジア地域において最も影響力の強い国の一つと思われます。インドネシアは国際的な成長と財政の安定化のため、G20において積極的に活動をしています。

既に、投資のさらなる円滑化を目的として導入されたワンストップサービスを始めとして、投資が促進されるような各種施策が行なわれています。国内及び海外の投資家とのパートナーシップを深めるための計画、施策や法令についても計画及び準備が進んでいます。インドネシアにとって大きな前進として、現在の政府は経済的な優先順位をつけて改革をすることによって経済を強化することにコミットしており、いくつかの経済改革パッケージを公表しています。35,000メガワット相当の電力開発も、投資家を誘致するためのインフラ計画のひとつです。「成長と平等のための投資とインフラの促進」というテーマで、2018年の政府業務計画で再び強調されています。

政府のこうした努力をサポートするため、またインドネシアに対する投資を検討している全ての人々に、迅速で分かりやすい答えを提示するために、デロイトインドネシアの専門家チームが協力して本冊子、インドネシア投資ガイド“Essential Investment Gateway into Indonesia (EIGI)”を作成しました。

この冊子は私たちが投資を考えている方々とのミーティングや一般的な質問に答える中で培った個人的な経験に基づいて作成されており、「どうやって」だけでなく「なぜ」も含めて記載しています。

この冊子は投資を考えている全ての人々が幅広い洞察力をもち、インドネシアで事業を開始するための一躍を担うための、一番のツールとして役立つと信じています。

**Claudia Lauw Lie Hoeng**  
Country Leader  
Deloitte Indonesia

# A. インドネシアの概況

## インドネシア共和国 (大統領制の共和制)

民族: インドネシア人 (ジャワ人40.1%、スンダ人15.5%、マレー人 3.7%、バタック人 3.6%、マドゥラ人 3%、プタウィ人2.9%、その他の民族31.2%)

言語: インドネシア語、英語 (ビジネス、プロフェッショナル)、その他の方言

通貨: インドネシアルピア(IDR)

総面積: 1,904,569平方km (世界第15位)  
土地面積: 1,811,569平方km  
水: 93,000平方km  
人口: 260,580,739人(2017年7月)(世界第4位)



主要な島: スマトラ島、ジャワ島、カリマンタン島(ボルネオ島)、スラウェシ島(セレベス島)、パプア  
その他の島: マルク諸島、小スンダ列島(ヌサトゥンガラ諸島)

## 1. 概要

インドネシアは、300以上の民族グループからなる多様な列島国であり、東南アジアで最も大きな経済国家の1つである。インドネシアは世界第4位の人口を誇っており、購買力平価という点で世界第10位であり、G20の一員でもある。

2017年の実質GDPは平均5.1%の伸びを見込まれている。今後5年間(2017-2021)の民間投資(インフラと製造業)から得られる経済成長がインドネシア経済に重要な影響を与えるには時間がかかると考えられている。一方で、経済は民間消費に支えられ、今後5年間で年間平均5.2%の成長が見込まれている。

インドネシアの平均インフレ率は2015年の6.4%から低下し、2016年には3.5%であった。2017-2021年は年間平均4.2%で維持されると見込まれている。2017年の為替レートは安定して推移すると見込まれている。

### 経済成長

指標	2016*	2017 <sup>f</sup>	2018 <sup>f</sup>	2019 <sup>f</sup>	2020 <sup>f</sup>	2021 <sup>f</sup>
GDP成長率(%、前年比)	5.0	5.1	4.8	5.0	5.0	5.3
民間消費(%、前年比)	5.0	5.1	5.1	5.0	5.5	5.3
政府消費(%、前年比)	0.5	3.5	2.0	3.0	5.2	5.2
投資(%、前年比)	4.5	5.2	4.6	4.6	5.0	5.0
輸出(%、前年比)	-1.8	4.7	1.4	3.8	3.2	4.4
輸入(%、前年比)	-2.4	4.0	2.3	1.9	2.3	4.0
インフレーション(%、前年比)	3.5	4.0	4.6	3.9	4.3	4.4
IDR/USD為替レート(年度末)	13,436	13,458	14,165	14,200	13,975	13,800

\*Actual /Forecasts

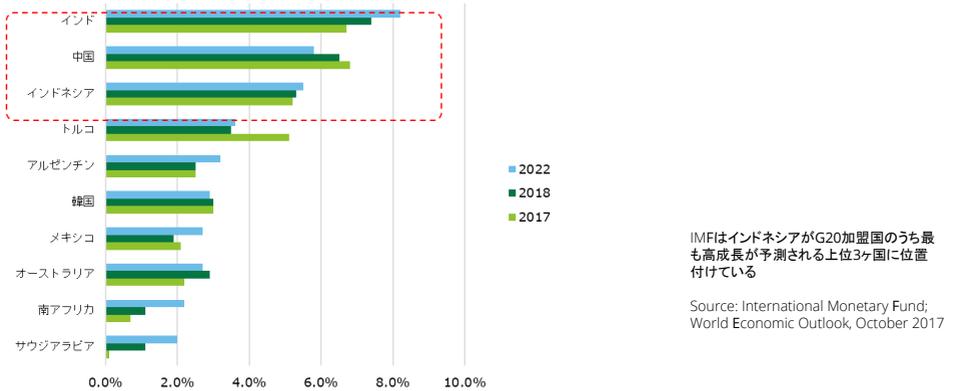
Table: Government Macroeconomic Assumptions

政府は自国の投資環境と経済成長を強化するため、継続して制度改革、インセンティブ、規制緩和を発表し、自国内からの投資及び外国からの投資の双方を呼び込んでいる。最も注目すべき経済改革として16の経済政策パッケージがある。この内2017年に公表された新規の2パッケージは、ワンストップの提出システムにより事業ライセンス許可にかかる所要時間を平均2.9日から2日に短縮することを主な狙いとするものである。

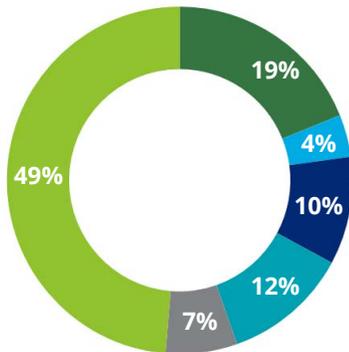
インドネシアの2016年の名目GDPは2015年の8,611億USDから8.2%上昇し9,321億

USDに達し、1人当たりGDP(PPP: 購買力平価)は5.4%上昇している。インドネシアは、2005年から2025年までの20ヵ年長期国家開発計画(RPJPN)に基づき、中所得国と同水準の1人当たり所得を達成する予定である。GDPに最も貢献しているのは製造業であり、GDP合計の58%を占めている。

IMFによるG20加盟国の実質GDP成長率予測トップ10

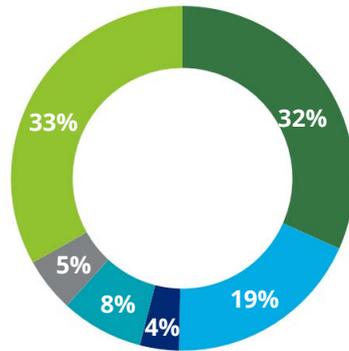


2016年FDI (外国直接投資) 場所別



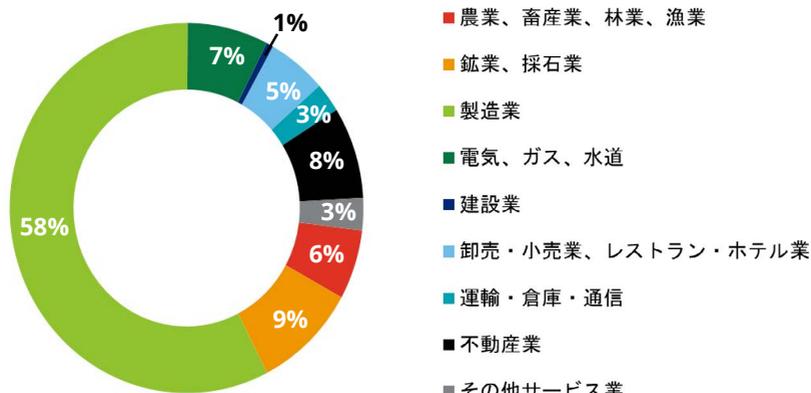
- 西ジャワ州
- 東カリマンタン州
- バンテン州
- ジャカルタ首都特別州
- 東ジャワ州
- その他

2016年FDI (外国直接投資) 投資国別



- シンガポール
- 日本
- 韓国
- 香港
- オランダ
- その他

## 2016年FDI (外国直接投資) セクター別

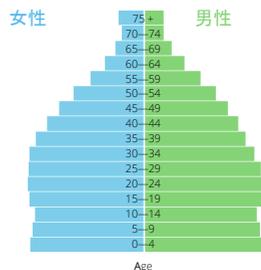


Source: Indonesia Central Bureau of Statistics 2017

## 2. 人口分布

インドネシアは34の州で構成され、17,508個の島々と2億6,000万人の人口を有し、人口は世界第4位である。2億6,000万人の人口によるアドバンテージとしては

- ・ 人口の60%以上が20歳から65歳であることから、従属人口指数が低く、高い識字率をもった労働人口が非常に多い
- ・ 人口の52%が都心部に住んでいる
- ・ インドネシアの人口は東南アジアの10ヶ国全体の39%を占めている



Source: Mars, 2013

労働人口は2017年の予測で年0.8%成長することが見込まれており、これは235カ国124位である。インドネシアはまた大規模な消費者基盤を抱えており、消費が急速に拡大するとみられる。中所得者層がインドネシアで拡大しており、毎年700万人が中所得者層に加わる見込みである。2000年から2012年までの消費支出の平均成長率は13.8%であり、2012年から2017年も11.5%の成長が見込まれている。

### 3. 投資環境

経済の成功要因は主として中所得者層の増大と安定的な経済成長に起因する。インドネシアは次世代新興国 MINT(メキシコ、インドネシア、ナイジェリア、トルコ)の1つであることは、人口分布が経済にプラスであることから、長期的に投資家にとって最も魅力的であることを示唆している。

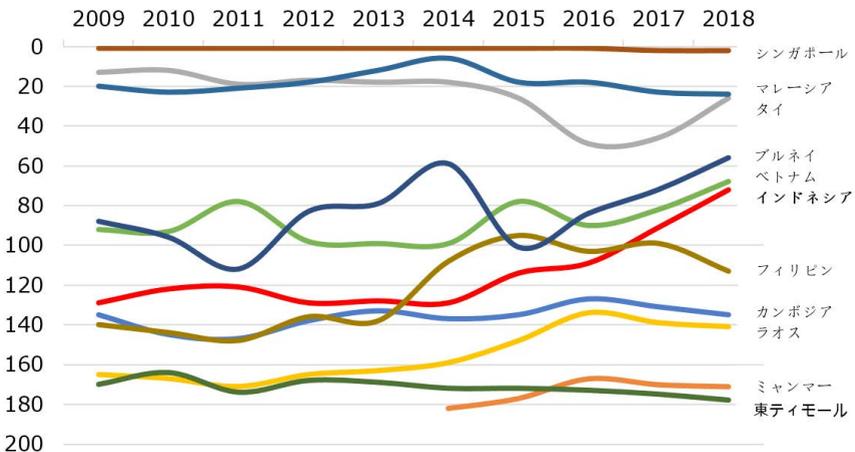
インドネシアの対GDP 債務比率は2001年の83%から2013年末には26%未満と着実に減少しており、ASEANの国の中では政府債務のないシンガポールを除き最も低い水準である。その結果として、インドネシアは1997年以来初めて3つのメジャーなグローバル評価機関から、投資適格としての高い評価を得ている。評価はインドネシアのグローバルな経済危機に対する回復力、政府及び外部の信用改善、そして国内の改革に対する政治問題への対応力が反映されている。

評価機関	評価	見通し
フィッチ	BBB-	Stable
ムーディーズ	Baa3	Stable
スタンダード&プアーズ	BBB-	Stable

Source: Indonesia Investment Coordinating Board (BKPM), 2017

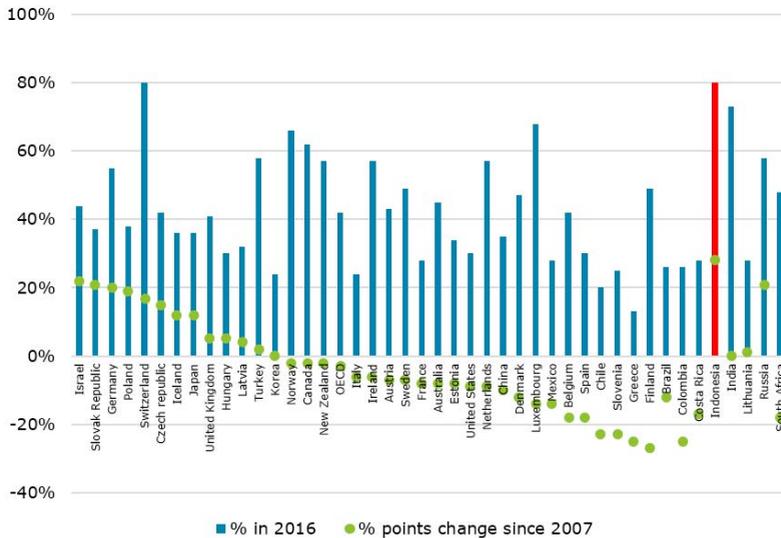
世界銀行により評価されたビジネス環境ランキングでは、インドネシアは2017年の91位から19位上昇し、190カ国中72位につけている。

#### 2009年-2017年の東南アジア諸国のビジネス環境ランキング推移



2016年には、インドネシアにおける政府への信用度はOECD諸国平均が42%である中、最も高くなっている

## 政府への信用度 2016年実績及び2007年からの変化



Source: OECD Government at a Glance 2017

### 4. 産業の概要及び見通し

インドネシア経済は全ての主要な分野が重要な役割を担っており、非常にバランスの良い構造となっている。農業は歴史的に雇用や生産高の面で最も規模が大きい。また、インドネシアは過去40年にわたって採掘されてきた豊富な鉱物資源があり、インドネシアの国際収支に大きく貢献している。

インドネシアの貿易経済は多岐に渡っている。オイル・ガスはインドネシアで最も輸出量が多い分野で、次に石炭（及びその他の鉱物）、椰子油、農産物、電気機器、鉱物燃料、水産物の順である。インドネシア政府は以下のように主要な生活必需品の生産を増やす計画をしている。しかし、最近のコモディティ価格の下落により、インドネシアは貿易戦略を見直し、より付加価値の高い産業（製造業や製錬業）やインフラストラクチャーの開発に注力しなければならない。さらに、インドネシア政府は国内消費目的かつ高い輸入依存を減らす目的で、主要なコモディティの生産を増やす計画をしている。

政府は電子商取引（e-commerce）に関し、複数の産業を国内及び海外の市場に結びつける大きな可能性を見出している。ジョコウィ大統領はまた、中小企業（SME）がグローバルなバリューチェーンに参入するためのオープンアクセスを可能にするデジタル経済市場を推進するために、アリババグループをアドバイザーとして任命した。

2015年から2019年の投資戦略計画によれば、インドネシア政府は下記の複数の事業分野に新たな焦点を当てている。

インフラストラクチャー (↑)		35ギガワット電力	24 の港湾施設		
農業 (↑)		農園	とうもろこし	牛	
鉱業 (↑)	労働集約型	繊維	食糧・飲料	家具	玩具
	輸入代替	化学及び医薬	鉄鋼	部品	
	輸出指向	電機	パーム原油	木材、パルプ及び紙	自動車
		機械	ゴム製品	海産物	海老
天然資源の下流産業	カカオ	砂糖	製錬		
海洋 (↑)		造船	漁業	冷蔵倉庫	海洋技術
観光 経済特別区 (SEZ) 及び工業団地 (↑)		戦略的観光地	MICE	8+11 の経済特別区 (SEZ)	15 の新工業団地

### インフラストラクチャー

新政府はインドネシアの東西の列島の接続性を向上させ、バランスの取れた成長を促進する計画をたてている。政府は高い物流コストを削減するために、西と東の島の間の主要回廊の港を通じたインドネシアの列島を結ぶ“海道料金”概念を導入した。さらに、政府はジャワ島だけでなく、スマトラ、カリマンタン、スラウェシ、パプアにも焦点を当て、道路、高速道路、空港、鉄道の建設を計画している。

インフラ整備の更なる開発は中国の新たな改革と海外展開の影響を受けている。その中心となる戦略は、外交政策と国内経済戦略の両方を含むワンベルト・ワンロードイニシアチブ (OBOR) である。当初は地域インフラ・プロジェクトのネットワークであったが、その範囲は拡大を続けており、現在はインドネシアを横断してアジア大陸全体で強化された政策協調が行われる予定である。ジャカルタ - バンドン間の高速鉄道は中国初のマイルストーンプロジェクトであり、運輸省の許可を得て車線を増やす予定である。



Source: Ministry of Transportation RI, May 2016

## 5. 地域別の概要

新たな事業分野への投資または拡大を検討している方々への参考に、上位10の州における地域別の年間GDP及び外国投資に関連する指標を下記の通り提示する。

### 人口分布 上位10地域

州	州都	面積 (平方 km)	島の数	地区の数	町の数	人口(千人) (2016)
ジャカルタ首都特別州	ジャカルタ	664.0	287	1	5	10,277.9
東ジャワ州	スラバヤ	47,799.8	287	29	9	38,075.3
西ジャワ州	バンドン	35,377.7	131	18	9	47,379.4
中部ジャワ州	スマラン	32,800.7	296	29	6	34,019.1
リアウ州	プカンバル	87,023.7	139	10	2	6,501.0
北スマトラ州	メダン	72,981.2	419	25	8	14,102.9
東カリマンタン州	サマリンダ	129,066.6	370	7	3	3,501.2
バンテン州	セラン	9,662.9	131	4	4	12,203.1
南スラウェシ州	マカッサル	46,717.5	295	21	3	8,606.4
南スマトラ州	パレンバン	91,592.4	53	13	4	8,160.9

### GDP(国内総生産) 上位10地域

100万USドル

州	2012	2013	2014	2015	2016	% Total 2016
ジャカルタ首都特別州	141,617	126,908	141,497	143,778	162,036	17.2%
東ジャワ州	129,138	113,422	123,778	122,500	138,065	14.7%
西ジャワ州	116,675	103,289	111,442	110,558	122,997	13.1%
中部ジャワ州	78,028	68,095	74,373	73,510	81,276	8.6%
リアウ州	57,755	49,840	54,613	47,292	50,785	5.4%
北スマトラ州	43,136	38,515	41,958	41,444	46,769	5.0%
東カリマンタン州	56,953	42,590	42,355	36,380	37,740	4.0%
バンテン州	34,977	30,998	34,443	34,646	38,429	4.1%
南スラウェシ州	23,608	21,235	24,086	24,773	28,223	3.0%
南スマトラ州	26,191	23,000	24,608	24,119	26,453	2.8%
<b>合計</b>	<b>708,076</b>	<b>617,893</b>	<b>819,534</b>	<b>903,310</b>	<b>732,774</b>	<b>77.8%</b>

## FDI(外国直接投資)上位10地域

100万USDドル

Province	2012	2013	2014	2015	2016
ジャカルタ首都特別州	4,108	2,591	4,509	3,619	3,398
東ジャワ州	2,299	3,396	1,803	2,593	1,941
西ジャワ州	4,211	7,125	6,562	5,739	5,471
中部ジャワ州	242	464	463	850	1,031
リアウ州	1,153	1,305	1,370	653	869
北スマトラ州	645	888	551	1,246	1,015
東カリマンタン州	2,014	1,335	2,146	2,381	1,140
バンテン州	2,716	3,720	2,035	2,542	2,912
南スラウェシ州	583	463	281	233	373
南スマトラ州	786	486	1,057	646	2,794
<b>上位10州合計</b>	<b>18,756</b>	<b>21,773</b>	<b>20,775</b>	<b>20,504</b>	<b>20,942</b>
<b>FDI合計</b>	<b>24,565</b>	<b>28,530</b>	<b>28,530</b>	<b>29,276</b>	<b>28,964</b>

## FDI(外国直接投資)プロジェクト数 上位10地域

州	2012	2013	2014	2015	2016
ジャカルタ首都特別州	1,148	3,028	3,053	4,463	6,751
東ジャワ州	403	636	497	742	1,473
西ジャワ州	682	1,542	1,671	4,497	5,369
中部ジャワ州	141	199	224	608	1,054
リアウ州	81	168	129	243	394
北スマトラ州	133	347	249	438	688
東カリマンタン州	167	332	191	406	466
バンテン州	405	592	709	1,737	2,161
南スラウェシ州	29	88	58	165	309
南スマトラ州	107	142	114	135	251
<b>上位10州合計</b>	<b>3,296</b>	<b>7,074</b>	<b>6,895</b>	<b>13,434</b>	<b>18,916</b>
<b>FDI合計</b>	<b>4,579</b>	<b>9,612</b>	<b>8,885</b>	<b>17,738</b>	<b>25,321</b>

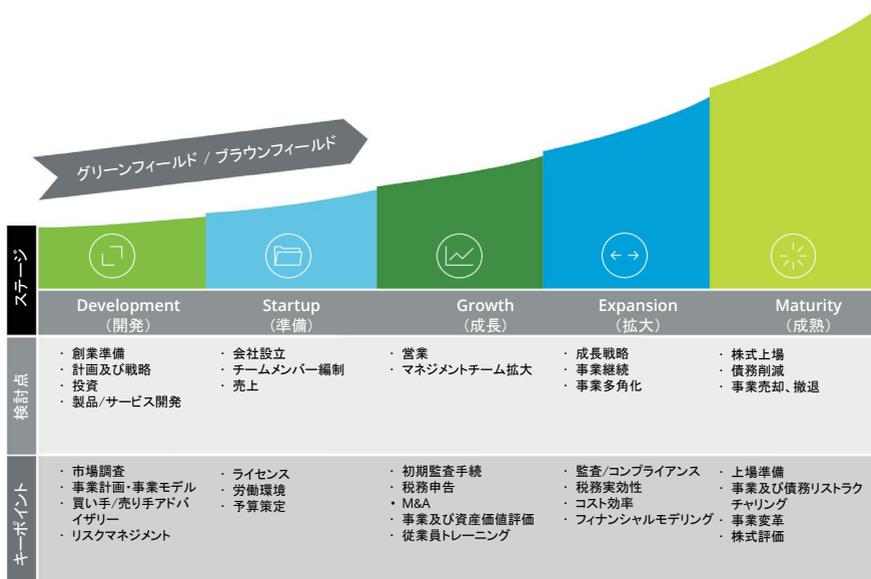
月額最低賃金 上位10地域

USDル

Province	2012	2013	2014	2015	2016
ジャカルタ首都特別州	158.1	180.5	196.2	195.7	230.7
東ジャワ州	77.0	71.1	80.4	72.5	N/A
西ジャワ州	80.7	69.7	80.4	72.5	167.5
中部ジャワ州	79.1	68.1	73.2	66.0	N/A
リアウ州	128.0	114.9	136.7	136.1	155.9
北スマトラ州	124.1	112.8	121.0	117.8	134.9
東カリマンタン州	121.7	143.7	151.6	146.9	160.9
バンテン州	107.8	96.0	106.5	116.0	132.8
南スラウェシ州	124.1	118.1	144.7	145.0	167.5
南スマトラ州	123.6	133.7	146.8	143.1	164.2

# B. 投資のステージ

## 組織の進化の5つのステージ



# C. 会社の設立

## 1. 一般的な投資方針

### 事業環境

インドネシアは中国、韓国、インド、オーストラリア及びニュージーランドとのASEAN自由貿易協定に参加している。2007年には日本との経済連携協定(EPA)も締結している。

### 価格統制

商品・サービスにはまだ「管理価格」として分類されているものがあり、原油、電気、液化石油ガス(LPG)、米、タバコ、セメント、病院サービス、市販薬、水、都市交通、航空輸送、電話、電車、塩、高速料金、郵便などが対象とされている。

### 知的財産

インドネシアの知的財産法は特許、商標権、著作権、工業デザインを規定している。ライセンス、ライセンサーともに違反について訴訟を提起することが出来る。法律では民事裁判の対象となり、仲裁や裁判の判決による解決法も確立している。

商標権の保護は10年であり、10年の延長が可能である。標準的な特許は20年有効であり、単純な特許では10年である。

### 銀行・ファイナンス

銀行法では、一般的な商業銀行及び地方銀行の2種類の銀行が認められている。機能的な差異は当座預金の有無である(地方銀行にはない)。地方銀行は基礎的な銀行活動を取り扱い、小規模で、低所得の個人を対象としている。商業銀行はあらゆる銀行サービスの提供が可能であるが、外国為替取引には特別な資格及び許可が必要である。商業銀行及び地方銀行ともに一般的な事業あるいはシャリア事業を行うことが出来る。

インドネシア銀行(Bank Indonesia)が中央銀行である。インドネシアの主たる金融センターはジャカルタ・スマラン・バンドウン・スラバヤ(ジャワ島)、メダン・パレンバン(スマトラ島)、デンパサール(バリ島)、マカッサル(スラウェシ島)にある。また、シンガポールはインドネシアのオフショアの金融センターとして機能している。

### 外国投資

投資調整庁(BKPM)はインドネシアにおける国内外からの投資を促進し、主要なプロジェクトの提案を承認する責任を有している。石油・ガス、銀行・金融業界については他の政府機関が取り扱っている。その他の分野における国内外の投資については、BKPMあるいは管轄の地方機関が承認する。

外国企業はインドネシアに外国駐在員事務所(Foreign Representative Office(RO))又は有限責任会社としての外国投資企業(PT PMA)を設立することで事業活動を行うことが出来る。いずれの場合でもBKPMの承認が必要である。

外国投資企業は次の法令が適用される。

1. 2007年会社法第40条(最低株主数、取締役及びコミサリスの員数、定款等に関する規定)

2. 2007年投資法第25条(投資のルール及び活動に関する規定)
3. 2016年第44号投資ネガティブリスト(外国投資に対して閉鎖または条件付きで解放されている事業分野のリスト)  
多くの事業分野は外国投資企業(PMA)に開放されているが、各セクターでは外国出資比率に一定の制限が設けられている。

国家の利益として対価が支払われる場合は別として、外国投資法では外国投資家が国内投資家と平等に扱われ、インドネシア政府が外国投資を国有化したり外国投資を管理するために投資家の権利を剥奪したりしないことを保証している。

### 為替管理

インドネシアルピアは外国通貨との両替を自由に行うことが出来るが、1億ルピア以上の持ち出しには中央銀行の承認が必要である。中央銀行の承認は、キャッシュマシンのテストや海外の展示、その他公共の利益に寄与する目的に限って承認される。1億ルピア以上の現金をインドネシアに持ち込む場合には、インドネシア到着時に税関による資金の認証検査を受けなければならない。非居住者への10万USDルを超える振込については、顧客からその取引に関する文書及び関連証憑を入手する必要がある。10万USDル以下の振込については、その取引に関する文書のみが要求される。

2万5千USDル以下の外貨を売却しインドネシアルピアを購入する通貨スワップ取引についても、顧客から入手したその購入取引の正当性を主張する文書が要求される。2万5千USDルを超える取引については、その取引に関する顧客からの関連証憑も要求される。

インドネシアは海外との外国通貨の振込について制限していないが、国内への投資については承認が必要である。海外からの借入(オフショアローン)は中央銀行に登録し、その後の変動については銀行が国の為替リスクをモニタリングできるよう月次で報告しなければならない。

国内商業銀行には月次で中央銀行に対して外国為替取引の報告を行う義務がある。報告を怠った場合には罰金もしくはライセンスの取り消しが課されることがある。金融機関においても外国為替取引の月次での報告義務がある。

非金融機関は居住者による海外取引も含め、居住者と非居住者間の金融資産の変動(海外企業への投資や海外での預金)及び負債(海外からの借入や仕入債務)の報告義務がある。総資産が1,000億ルピア又は年間売上1,000億ルピア以上の企業に適用され、国内の銀行や金融機関を通さずに行なった取引が対象である。

2007年投資法25条では外国投資家は(元の通貨にて)税引後利益、一定の費用及び(国有化の際には)補償対価の全てを移転できる権利が保証されている。また、一定の条件のもと資本の送還の際の転換可能性も保証されている。インドネシアで行われる債務の決済を目的とした現金あるいはその他の金融取引は全てルピアで行なわれなければならない。例外として国家予算の執行、オフショアの補助金の受領、海外との商取引、外国通貨での預金、海外債務は認められている。

## 2. 会社の形態

### 株式会社の資本要件

資本金: 最低投資額は100億ルピアであり、これには1年間の運転資本や機械等の購入代金も含まれ、土地建物は含まれない。少なくとも授權資本の25%の株式が発行されなければならない。特定の分野では最低投資額としてより高い金額が設定されている。法務人権省より会社設立証書・定款の承認を得るためには、資本金の払い込みが行なわれ、払い込みの証拠を法務人権省に提出しなければならない。後日株式発行が行なわれる場合でも発行時に全て払い込みが行なわれていなければならない。

外国投資企業の場合、投資ライセンスが承認されたときの為替レートにて資本金のルピアでの価格が割り当てられる。しかし、ルピアの払い込み額は外貨での資本金の支払い時の為替レートにて計算される。この計算は独立した評価者によって行われなければならない。

会社が発行株式を買い取りする際には(1)支払いが純利益から行なわれるもので純資産が払込資本金及び資本剰余金を合計した額を下回らないこと(2)会社又はその子会社が保有する自己株式が発行済株式の10%を上回らないこと、という条件を満たす必要がある。

資本の増減については株主総会での承認が必要であり、減資の場合はさらに債権者からの反対がないことが必要である。

創業者及び株主: 会社法では2人以上の株主が常に必要であり、2人の個人や2つの法人、または一定の事業ではその組み合わせでも良い。株主の債務は出資額までに限られる。

少数株主の最低出資率は1%(外国株主)及び5%(ローカル株主)、最低払込資本は1千万ルピアである。

取締役/経営者: 会社は少なくとも1人の取締役及び1人のコミッショナーが必要である。公開会社等の特定の会社では2人の取締役及び2人のコミッショナーを置かなければならず、銀行の場合には3人の取締役及び2人のコミッショナーを置かなければならない。取締役が2人以上いる場合、それぞれの取締役が会社を代表する(定款に記載されている例外を除く)。外国及び国内のジョイントベンチャーの場合には、取締役会は一般的に外国株主と国内株主の出資比率に応じた構成となる。

取締役は誠実に業務を執行しなければならず、会社の重要な財産の処分や差し入れについては75%以上の持分の株主が出席したうえで株主総会の承認を得なければならない。発行済株式の10分の1以上を保有する株主は、会社のために、任務懈怠により会社に損害を与えた取締役又はコミッショナーを民事訴訟に提起することが出来る。

株主総会は少なくとも年1回開催し、年次財務諸表を承認し利益の留保や配当の決議をしなければならない。総会は決算期末後6ヶ月以内に実施しなければならず、決議は多数決又は定款に定める方法により行なわれなければならない。取締役やコミッショナーに権限委譲できない株主総会の機能としては、定款の変更、取締役の選解任、合併、解散等が挙げられる。

## 外国企業の支店

投資法では外国企業がインドネシアで主に活動する場合には、インドネシアの法律にもとづきインドネシアに居住した独立した事業体として活動することが求められている。そのため、通常支店は外国銀行及び石油・ガス会社を除き認められていない。貿易、建設等、一部の事業については駐在員事務所として設立することも可能である。

## 駐在員事務所

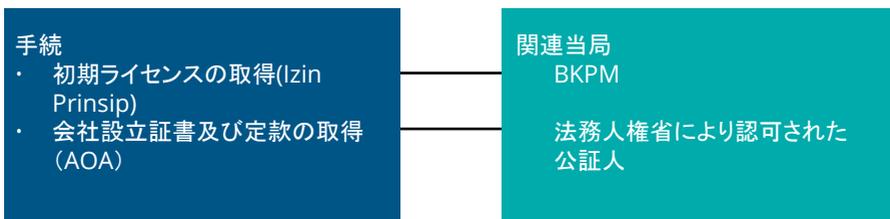
外国企業はBKPMから承認を得て、商事駐在員事務所を設立することが出来る。駐在員事務所には商事駐在員事務所、外国企業駐在事務所又は外国建設サービス企業の駐在員事務所等の複数の形態がある。商事駐在員事務所は事業の宣伝活動やマーケットリサーチの活動にのみ従事することが出来る。金融機関以外の外国企業駐在事務所の設立についてもBKPMの承認が必要であり、その活動は監督やコーディネーションに限定され、製造設備や営業設備を保有することは出来ない。そのため受注、入札、契約書の締結、物品の輸入をすることは出来ない。外国建設サービス企業の駐在事務所は公共事業省の承認のもと、ジョイントオペレーションによる建設プロジェクトを行なうことが出来る。

## 3. 投資手続

2007年会社法40条では有限責任の株式会社(PT: Perseroan Terbatas)を規定している。PTは事業を行なう組織として最も一般的で、外国投資家が投資法により規制される形態でもある。外国企業の支店は銀行及び石油・ガス分野を除き一般的に認められていない。

2016年第44号投資ネガティブリストでは、一定の事業分野について外国持分の制限がある。インフラストラクチャーに対する投資についてはインドネシアのパートナーの出資が最低67%となるジョイントベンチャー会社が必要である。

### A. 事前準備



## B. 営業準備

手続	関連当局
・ 製造業者は製造業者用輸入ライセンス (API-P)の取得	・ BKPM
・ 3か月毎に投資活動報告書 (LKPM)を提出	・ BKPM
・ 優遇措置の取得(機械輸入関税免除や税額免除等)	・ BKPM, 財務省
・ 地方政府からライセンスを取得(建設許可、居住証明等)	・ 地方政府
・ 関連省庁からの許可の取得(放送許可等)	・ BKPM, 関連省庁

## C. 営業

手続	関連当局
・ 事業ライセンスの取得 (izin usaha)	・ BKPM
・ 一般輸入ライセンス (API-U)の取得	・ BKPM
・ 6ヶ月毎に投資活動報告書 (LKPM)の提出	・ BKPM
・ 必要に応じ原材料輸入の関税免除取得	・ BKPM
・ 関連省庁からの定期的な許可の取得(例:ホテル営業許可)	・ BKPM, 関連省庁

#### 4. 合併及び買収

会社法では合併(吸収合併及び新設合併)、買収及び会社分割について規定されている。合併は通常75%以上の株主の合意が必要であり、少数株主保護のため特に合併時の株式価格については公正であることが求められる。合併会社が経営陣及び社名を維持しない限り、被合併会社は新しい経営陣及び社名に変える必要がある。

複数社が1つになる株式会社の吸収合併は他の全ての会社が同時期に解散することで可能である。新設合併は2社以上が新しい会社を組成するもので、各合併元の会社は解散する。買収では個人又は法律上の会社を実質的に全ての株式を買い支配権が移転することによって行なわれる。

#### 5. 事業に関する法令

##### 独占及び取引の制約

独占禁止法及び不正競争防止法では、1つの会社もしくは企業集団が国内市場において50%以上のシェアを保有すること、あるいは2社3社もしくは企業集団で75%以上のシェアを保有することを禁止している。マーケットシェアは取引数量ではなく販売金額ベースで判断される。法律上、独占や寡占、価格操作、カルテル、トラスト、サプライヤー間のマーケットの地域限定等の競争を阻害する活動を禁止している。小規模の会社や生産・販売・サービス提供が公共の利益や政府企業に不可欠なものは例外として認められる。法律に違反する企業は最大1000億ルピア以下の罰金、役員に対しては6ヶ月以下の禁固刑が課せられる。

##### 要求事項

税務目的で外国投資企業(PMA)やPE(恒久的施設)、外国企業との提携による特定の会社、インドネシア会計基準(PSAK10: 外国為替レートの変動)に従った機能通貨に従いUSDドルで決算を行なう会社については英語及びUSDドルで帳簿を作成することが認められており、財務省の承認が必要となる(石油・ガス会社や鉱業契約の下で活動する企業の請負業者は通知で可)。記帳方法の変更は可能であるが国税総局(DGT)の承認が必要である。国税総局は週次で会計及び税務支払に使用される為替換算レートを公表している。帳簿、記録、年度の財務諸表及びやり取りの記録はインドネシアで10年保管されなければならない。

利益の一部は払込資本額の20%に達するまで毎年留保されなければならない。

## D. インドネシアの税制

### 1. 優遇税制

#### 保稅地域 (Bonded Storage)

保稅地域 (Bonded Storage) とは、商品を一定の目的のために保管し関税を留保する建物、場所または区域のことをいい、一定の要求事項を満たさなければならない。保稅地域は以下のような形態がある。

#### 保稅倉庫 (Bonded Warehouse)

保稅倉庫とは、輸入された商品を一定期間保管、包装、仕分、箱詰め、加工、カッティングなどの1つ以上の活動を行なったうえで後日搬出するための場所である。

保稅倉庫に搬入された輸入商品や原材料は関税延期の措置を受け、物品税や輸入税 (VAT, 奢侈品税, 22条前払税) の徴収が免除される。これらの施設はインドネシアの他の関税地域や保稅地域、もしくは再輸出されるための商品や原材料の用途 (製造) をサポートする目的のみに使用される。

#### 保稅区域 (Bonded Zone)

保稅区域とは保稅倉庫内に設けられ、輸入品や国内品により製品を製造し輸出する目的のために保管する場所である。保稅区域への商品の輸入や課税商品の搬入、保稅区域からの製品の移動や出荷、機械の賃貸等は関税の猶予措置を受け、物品税や輸入税 (VAT, 奢侈品税, 22条前払税) が徴収されない。当該措置は保稅区域に搬入された商品や材料の加工、他の保稅区域で生産されたものと合わせた製造、オフィス設備などの固定資産のために使用されるものに適用され、消耗品は対象外である。

ライセンス取得のためには申請が必要であり、一定の要求事項を満たす必要がある。

#### 法人税優遇措置 (Corporate Tax Facilities)

国家として優先度の高い特定の業種及び (又は) 地域に投資する会社は次のような法人税優遇措置を受けることができる。

- ・ 課税資産 (土地を含む) 投資額の30%までの所得が6年間にわたり年5%ずつ免除
- ・ 加速度 (通常より早い期間での) 減価償却
- ・ 欠損金繰越期間の10年までの延長 (納税者が一定の条件を満たした場合には繰越期間の延長あり) 及び
- ・ 外国配当源泉税の10%への軽減 (租税条約でより低い税率の適用可)

法人税優遇措置を申請するためには、高い投資価値や輸出志向、高い労働需要、高いローカル比率など、質的基準を含む一定の要件を満たす必要がある。これらの法人税優遇措置の対象となる業種は、とりわけ食料、繊維、化学及び化学製品、植林、林業および伐採; 石炭と亜炭の鉱業; 石油、天然ガス、地熱鉱業などがある。

#### タックス・ホリデー制度 (Tax Holiday Facility)

パイオニア産業に新たな投資を行うものの、法人税優遇措置 (上記参照) の資格を持たない法人は、2007年投資法第25号第18条 (5) にもとづく法人税の減免措置を受けることが出来る。パイオニア事業とは、幅広い連携、高い付加価値と高い外部性、新技術の導

入、国家経済の戦略的価値を保有する産業と定義されている。

タックス・ホリデー制度による法人税減免措置が適用されるパイオニア産業とは、基礎金属、石油ガス精製（政府系事業を含む）、基礎有機化学工業、産業機械事業、農産物・森林資源・水産物を加工する事業、通信・情報事業、海洋輸送事業、官民連携以外のインフラ事業とされる。通信、情報通信、海上輸送、経済インフラ（政府と企業の協カスキームを除く）。

税務上の減免措置（tax incentives）は次の通り

- ・ 1兆ルピア以上の投資について、法人所得税を10%から100%削減
- ・ 最低投資額が5,000億ルピア以上1兆ルピア未満の高度技術を導入している情報・通信事業の場合は、法人所得税を50%まで削減
- ・ タックス・ホリデー期間は、商業生産の開始をしてから、最低5年間から最大15年間までとなっている。タックス・ホリデー期間の延長は、業界の競争力と戦略的価値に応じて、財務省の裁量により20年まで可能とされている。

タックス・ホリデーの資格を得るには、会社は次の要件を満たしている必要がある。

- ・ 新規納税者である
- ・ パイオニア産業に属する初期ライセンスまたは事業ライセンスを保持している
- ・ パイオニア産業に1兆ルピア以上、又は情報・通信事業に5000億ルピア以上投資を行っている
- ・ タックス・ホリデーの資格が承認された場合に、インドネシアの銀行に総投資額の少なくとも10%を預け入れなくてはならない。また、投資計画を実行するまで引き出すことが出来ない。
- ・ 財務省が定めた負債比率を満たしている
- ・ 2011年8月15日以降にインドネシアの法人としての法的地位を取得している

タックス・ホリデー制度は承認された収入にのみ適用される。その他の収入（キャピタルゲイン、利子、配当、ロイヤルティ、賃貸、債務免除、再評価など）は、一般的な税規則に従って課税される。両方のタイプの収入が生じる納税者は、各収入に対して個別の帳簿を維持する必要がある。

納税者は、いずれか1つのタイプの優遇措置（タックス・アローワンス形式またはタックス・ホリデー制度のいずれか）のみ適用できる。

## 2. 税務事務

### 課税年度

税務上の課税年度は会社の場合は会計年度と同様であり、個人の場合は暦年である。

### 記帳事務

一般的に、会計上の帳簿はシステム上の記録も含めルピア及びインドネシア語での記帳が求められ、インドネシア国内に10年間保管が必要である。

税務目的で、外国投資企業（PMA）、恒久的施設（Permanent Establishments）、一定の外国関連会社及びインドネシア会計基準（PSAK10:外国為替レートの変動）にもとづきUSDルを機能通貨として決算する会社については、財務省の承認を得て（石油・ガスのPSCや鉱業契約の下で活動する企業の請負業者は通知のみ）英語及びUSDルにて記帳

することが出来る。記帳方法の変更の際には国税総局(DGT)の承認が必要である。税務申告目的では公認会計士による会計帳簿の監査は必須とされていない。ただし、監査が行われている場合には、監査済み財務諸表を年次税務申告書提出時に国税総局に提出しなければならない。

### 納税及び申告

全ての個人事業主及び法人納税者は定期的な納税の根拠として、適切な会計記録を維持しなければならない。納税者、事業、または取引の種類に応じた申告が必要である。

DGTは従来の紙媒体でのプロセスに代わる納税のためのオンライン電子課金システム(e-Billing system)を発効している。納税者は納税の証明のために、システムを通じた電子請求コード(e-billing code)を生成する必要がある。請求コードは有効期限があり、銀行が納税を処理できるように銀行に渡す必要がある。

### 連結納税

連結納税やグループとしての税金軽減措置の規定はない。

### 時効

税務当局が納税不足についての税務査定書を発行できる税務上の時効は5年間であり、犯罪を伴う場合は10年間である。

### 税務当局

大部分の税金は国税総局(DGT)が管轄し、地方税については州(provinces)や県(districts)等の地方政府が管轄する。

DGTは財務省(Ministry of Finance)下で財政政策の技術的なガイドラインや手続きを制定する組織である。DGTは納税者の義務(申告管理、税金回収、相談、税務調査)を管理するために様々な部門があり、大中小で分類されている。税務オフィスには責任者が置かれている。

### ルーリング

納税者は税法や手続が不明な場合、DGTに確認の依頼を行なうことが出来る。DGTにはそれらの依頼に対して回答する期日は定められていない。ルーリング(税務個別裁定)はその要求をした納税者にのみ適用され、通常税務調査や不服申し立て(オブジェクション)をする際には、ある納税者のルーリングが他の納税者へ適用されることはない。

## 3. 法人に関する税金

### 概要

インドネシアで事業を行なう企業に適用される主な税金としては、法人所得税、ブランチプロフィット税、源泉税、間接税(VAT)、奢侈品税(LGST)及びその他土地・建物に関する税金、地方税、印紙税等の様々な形態がある。過大利益税(excess profits)やミニマムタックス(alternative minimum tax)の制度はない。

資格を満たす企業については税額の免除や税インセンティブなどの優遇制度がある。

主な税法は所得税法、付加価値税及び奢侈品税法、一般税制、土地及び建物税法、地方税、賦課金に関する法がある。

## インドネシアの企業に適用される税金簡易ガイド

法人所得税	25%
ブランチプロフィット税	20%
キャピタルゲイン	0.1% - 25%
所得ベース	全世界所得
資本参加免税(Participation exemption)	有り
<b>損失免除</b>	
－ 繰越(Carryforward)	5 years
－ 繰戻(Carryback)	無し
二重課税排除	有り
連結納税	無し
移転価格ルール	有り
過少資本ルール	有り
タックスヘイブン対策税制	有り
課税年度	暦年又は会計年度
前払い納税	有り
申告期限	暦年又は会計年度終了後4ヶ月
<b>源泉税</b>	
非居住者への支払い	
－ 配当	20%
－ 利息	20%
－ ロイヤルティ	20%
－ 技術援助料	20%
－ ブランチプロフィット税	20%
居住者への支払い	2% (サービス及び設備レンタル) 10% (土地・建物レンタル) 15% (配当、利息、ロイヤルティ)
資産税	無し
社会保険料(会社負担)	10.24%-11.74%
土地建物税	0.3%-0.5%
土地建物取得税	5%

譲渡税	0.1% (インドネシア上場企業株式売却) 5% (非居住者による非上場企業の株式売却) 譲渡価額の0%/1%/2.5% (土地建物譲渡)
株式公開時の創業者への課税	0.5%
印紙税	IDR 3,000/ IDR 6,000
VAT	10%

## 居住者

インドネシアで設立又は居住している企業または実質的な活動範囲がインドネシアである場合には、税務目的上居住者とみなされる。

## 税率

法人所得税の税率は25%である。ただし以下の場合には、より低い税率が適用される。

1. 一課税年度の総所得が48億ルピア以下の一定の条件を満たす納税者は、総収入の1%のファイナルタックスが課される
2. 総収入500億ルピア以下のインドネシア居住法人は、課税所得が48億ルピアに達するまで法人税率が50%減額される

## 負債資本比率(過少資本税制)

財務大臣は、2016年度から負債資本比率に関する規則を導入した。負債資本比率が4:1を超える場合には、負債に関連する一定の利息は税務上損金算入不可となる。この規制は、特定の業種(例えば、全ての所得がファイナルタックス対象の会社、インフラストラクチャー、銀行、保険、ファイナンス会社)には適用されない。当規則は、借入先が国内であるか否かを問わず、関連者間貸付および非関連者間貸付の両方に適用される。加えて、国外の非上場企業から借入れしている納税者は、当該負債額も国税総局に報告しなければならない。

## キャピタルゲイン税

キャピタルゲインは通常所得として課税され、キャピタルロスは控除可能である。しかしインドネシア株式市場の株式を売却した場合には取引価額の0.1%が課税され、創立者の株式については株式が保有あるいは売却されるかに関わらず、株式公開時の株式価額の0.5%の課税が行なわれる。

土地建物の売却についてはファイナルタックスとして原則売却額の2.5%が課税されるが、異なる税率が特定の取引に対して適用されることがある。例えば、主要事業が土地建物の譲渡である納税者の低価格の住宅・アパートの売却または譲渡(1%)や、公共の利益に資する政府への譲渡(0%)である。

外国企業(人)に保有される非上場のインドネシア株式は租税条約で減免されない限り売却価額の5%が課税される。

## ブランチプロフィット税

インドネシアの外国企業の支店は標準的な法人所得税率が課税され、20%のブランチプロフィット税が法人税控除後の課税所得に課税される。租税条約によりブランチプロフィット税の免除が可能である。恒久的施設(PE)のすべての純利益がインドネシアで次のような形で再投資される場合、ブランチプロフィット税が免除になる場合がある。

- ・ 設立者または設立のメンバーとしてインドネシアに所在する新設会社への出資
- ・ インドネシアに設立及び所在する既存の会社への出資
- ・ インドネシアにおけるPEの事業活動または活動を行うためにPEが使用する固定資産の取得 または
- ・ インドネシアにおけるPEの事業または活動を行うためにPEが使用する無形資産への投資

## 申告・納税

インドネシアのPEを通じて事業活動を行う外国企業は、一般に居住納税者と同じ申告義務を負う。PEを持たない外国企業は、インドネシアの納税者の支払時に所得税を源泉することで、インドネシアの源泉所得に対するインドネシアの納税義務を果たすことになる。

税金の徴収は自己申告方式 (self-assessment system) のもとで行われる。法人税は毎翌月15日が月次の納付期限であり、申告期限は翌月20日である。

年次申告は会計年度終了後4ヶ月が期限である。また、その他の税金についても期限が定められている。税金の還付は認められているが、その際には税務調査が行なわれる。

## 二重課税控除

### ユニラテラル控除

外国源泉所得について生じた外国税額については、外国税額控除が出来る。控除はその所得がインドネシアで発生した場合の税額を上限とする。国毎の制限もあり、例えばある国で発生した国外源泉所得の外国税額控除については、その所得がインドネシアで発生した場合の税額を上限として控除できる。基礎税額に対する控除は認められない。

## 租税条約

インドネシアは広く租税条約のネットワークを構築しており、基本的にOECDモデルの租税条約及びOECD準拠の情報交換の条項を有している。租税条約では通常はあらゆる種類の所得に対しての二重課税排除や、どちらかの国の一方的な課税の制限、一方の国での差別的な取り扱いの防止等を含んでいる。

租税条約の適用を受ける場合には、外国納税者は実質要件および行政要件を満たす必要がある。実質要件については、一般的条件が満たされなければならない、外国納税者が関連する租税条約の条項に規定されている収入(例えば、金利、配当、ロイヤルティ)を受領した場合には、追加的条件も満たさなければならない(「一般租税回避規定」の項を参照)。行政要件については、外国の納税者は国税総局(DGT)に居住証明の代わりにインドネシアの税務当局より発行された様式、DGT-1又はDGT-2を適時に提出する。DGT-2は金融機関、年金基金やインドネシア取引市場の債権・株式から所得を得る企業が使用するものである。居住証明は相手国の税務当局によって認証されたものでなければならない。もし外国納税者が認証を得られない場合には、その納税者は、一定の条件を満たすことでその国で正式に証明又は発行されている様式を用いることも出来る。この様式はDGT-1又はDGT-2への添付が必要である。外国納税者がすべての要件を満たさなければ、租税条約上の恩典を受けることが出来ない。

## インドネシアの租税条約締結国

アルジェリア	香港	ニュージーランド	スリナム
アルメニア	ハンガリー	ノルウェー	スウェーデン
オーストラリア	インド	パキスタン	スイス
オーストリア	イラン	パプアニューギニア	シリア
バングラデシュ	イタリア	フィリピン	台湾
ベルギー	日本	ポーランド	タイ
ブルネイ・ダルサラーム	ヨルダン	ポルトガル	チュニジア
ブルガリア	韓国	カタール	トルコ
カナダ	北朝鮮	ルーマニア	ウクライナ
中国	クウェート	ロシア	アラブ首長国連邦
クロアチア	ラオス	セーシェル共和国	イギリス
チェコ	ルクセンブルグ	シンガポール	アメリカ
デンマーク	マレーシア	スロバキア	ウズベキスタン
エジプト	メキシコ	南アフリカ	ベネズエラ
フィンランド	モンゴル	スペイン	ベトナム
フランス	モロッコ	スリランカ	ジンバブエ
ドイツ	オランダ	スーダン	

### 租税回避ルール

#### 一般租税回避規定

インドネシアには一般租税回避規定はないが、租税条約の誤用を防止する規則があり、国外所得受領者が租税条約の恩恵を享受するためには、以下に記載された特定の実質的条件を満たさなければならない。

- ・ 企業の設立に関連する経済的動機がある
- ・ 事業活動は自らの経営陣によって管理され、その経営陣は取引を実行するために十分な裁量権を有する
- ・ インドネシア国内から所得を生み出す資産の他に、租税条約締結国または締結国の管轄地域内での事業活動を実行するために十分かつ適切な固定資産および非固定資産を有している
- ・ 事業分野に応じた特定の専門知識を持った十分かつ適切な人数の従業員を有している
- ・ インドネシアからの配当、利子、ロイヤルティの形で所得を得る以外にその他の事業活動を行っている

関連する租税条約が規定する受益者要件を定めている所得を外国納税者が受領した場合、以下に記載された追加的条件も満たさなければならない。

- a. 外国納税者が個人である場合、当該個人が代理人または受任者として行動していない
- b. 外国納税者が法人である場合、代理人または受任者として行動しておらず、かつ以

下の条件を満たす必要がある

- ・ インドネシアからの収入をもたらす資金、資産または権利を享受または使用するための権利を有する
- ・ 他者への義務の履行のために使用される所得が、所得全体の50%未満である
- ・ 資産、純資産、負債に関するリスクを負っている
- ・ インドネシアから得た収入の一部または全部を他者に提供する義務を、書面または書面に限らず、有していない

この条件が1つでも満たされなかった場合には、租税条約の適用による恩恵を享受できないおそれがある。

### 移転価格

国税総局(DGT)は関連者間(多国籍企業のプロフィットシェアも含む)の取引は商業的に公正な方法 (commercially justifiable way)で、独立企業間価格 (arm's length basis)で、最も適切な移転価格の方法により行うことを求めている。

移転価格に関する詳細なガイドラインを示すために、国税総局(DGT)は関連者間取引における独立企業原則を適用に関する規則であるNo. PER-43/ PJ/2010(PER-43)、およびPER-32/PJ/2011(PER-32)を施行した。また、財務省(MoF)は、移転価格文書に関する新たな要請事項としてNo. 213/PMK.03/2016 (PMK-213)を2016年12月30日付で発行し、OECDのBEPSの行動計画13に即した移転価格の文書化を適用するための3層アプローチを施行している。この3層アプローチにはマスターファイル、ローカルファイルそして国別報告書(CbCR)が含まれている。

PMK-213は、PER-32またはPER-43を無効にするものではない。それゆえ、PER-43またはPER-32の移転価格関連規定は、PMK-213でさらなる規定がなされていない限り、未だに有効である。

当該新規規定に従い、関連者間取引を行う納税者が以下の基準/条件のいずれか一つでも満たす場合には、マスターファイルおよびローカルファイルの準備が要請される。

項目	数値基準
前課税年度の総収入	IDR 50,000,000,000 (500億ルピア) 超
前課税年度の有形固定資産の取引額 または、 前課税年度のサービス、ロイヤルティ、利息、その他の取引額	IDR 20,000,000,000 (200億ルピア) 超  IDR 5,000,000,000 (50億ルピア) 超
インドネシアの法人税率(25%)よりも低い税率が設定されている国に所在する関連者と取引を行っている	基準額設定無し

これに加え、納税者がグループ会社の親会社 となる場合、当期の連結ベースでの総収入がIDR 11,000,000,000,000 (11兆ルピア)以上の場合にも、マスターファイルとローカ

1総収入は納税者の事業や主な活動により獲得された収入の総額で、ディスカウントやリベート等の控除を行う前の金額と定義されている。  
2親会社は事業グループを直接的または間接的に支配する立場にあり、インドネシア会計基準において連結財務諸表を作成する事が求められている会社と定義されている。

ルファイルの準備が要請される。

前課税年度が12か月を下回る場合、総収入または関連者間取引を年額に置き換えて判断することが求められている。

マスターファイルおよびローカルファイルは課税年度終了後4か月以内に準備することおよび当文書の作成日を記載したステートメントレターを添付することが要請されている。このステートメントレターは移転価格文書の提供者が署名することとされている。

また、マスターファイルとローカルファイルは税法、規則で定められた一定期間内に提出されることが要請されている。両ファイルは現地語（インドネシア語）で作成することとされている。提出が遅延した場合には、マスターファイルおよびローカルファイルは考慮されないこととなる。遵守しなかった場合、既存の法規定に従って罰則が科されることになる。

当新規定に従い納税者はマスターファイルとローカルファイルの要約を法人税申告書の添付資料として所定のフォーマットに沿って提出することが求められている。当要約では、納税者は要件ごとの最低限の内容が記載されていることを宣言し、マスターファイルとローカルファイルの作成日を記載することが求められている。この要約は既存の特別添付書様式 (Forms 3A/3A-1 および Form 3B/3B-1) の追加記載事項となっている。

当期の連結総収入がIDR 11,000,000,000,000（11兆ルピア）以上となるグループ会社の親会社に該当する納税者は、国別報告書 (CbCR) を準備し提出することが要請される。

親会社が外国に所在する場合、親会社の所在国において以下いずれかの状況にあるときには、インドネシア居住納税者は国別報告書を提出する義務がある。

- ・ 国別報告書の提出が不要である場合
- ・ インドネシア政府との間で情報交換に関する協定がない場合
- ・ 上述の協定が存在するにもかかわらず、国別報告書をインドネシア政府が入手できない場合

国別報告書は課税年度終了時点のデータおよび情報に基づくものとされている。仮にこの条件を満たしていない場合、納税者の関連者間取引は独立企業原則に沿っていないものとみなされる。

国別報告書は課税年度終了時点から12か月以内に準備することが要請されている。適用初年度である2016年課税年度の国別報告書は翌年度 (2017年課税年度) の年次法人税申告書に添付して提出することになる。

国別報告書はPMK-213の添付されている様式に従って準備することが要請されている。この様式は多くの国で広く採用されているBEPS行動計画13に沿ったものであるが、一定の追加要求事項も含んでいる。

また、インドネシア財務省は相互協議手続 (Mutual Agreement Procedure: 「MAP」) および事前確認制度 (Advance Pricing Agreement: 「APA」) の規則を公布しており、紛争解決の代替的手段としている。

## 外国子会社合算税制 (Controlled Foreign Company Rules: CFC税制)

CFCとは、インドネシア居住者（法人または個人）が、直接または間接的に、払込資本または議決権の総数の50%以上を保有している国外法人である。この50%基準は子会社の各階層に適用される。当CFC税制は非上場国外法人のみに適用され、適用対象外となる外国はない。CFC税制が適用された場合、実際の配当が行われていなかったとしても、財務省は配当がインドネシア居住者によって受領されたとみなす時期を決定することができる。国外法人から配当が行われなかったとしても、税務申告上居住納税者はみなし配当金を計算し報告する義務がある。

みなし配当の認識時期は、当該外国の所得税申告書提出期限から4か月後または特定の税務申告期限がない場合には当該外国の課税年度後7か月後となる。

## 特別目的会社を利用したインドネシア株式の間接的な売却、移転または購入

インドネシア法人の株式を所有する特別目的会社（SPC）が非居住者でありタックスヘイブンに所在する場合には、SPCとそのインドネシア法人とが特別な関係があるため、非居住者によるインドネシア法人の株式の売却又は移転とみなされる。タックスヘイブン国は、インドネシアの法人税率より50%低い法人税率、またはインドネシアとの情報交換のための条項を持たない国と定義される。

SPCを介してインドネシア法人・個人が間接的にインドネシア法人の株式又は資産を購入することは、SPCがそのインドネシア法人・個人と特別な関係を有し、価格設定が不当である場合には、そのインドネシア法人・個人による購入とみなされる。

## 情報交換規定

お互いの国の租税回避や脱税スキームを見つけ出し、クロスボーダーの税務訴訟を解決することを支援するために国家間の情報交換が行なわれることがある。情報交換は次の規定に従う。

1. 租税条約
2. 税務情報交換契約
3. 税務行政執行共助契約
4. 多国間又は二か国間の当局合意
5. 政府間合意
6. その他の二か国間または多国間の合意

## インドネシアのOECDのBEPS(税源侵食と利益移転)プロジェクトへの参加

インドネシアはOECD (Organization for Economic Co-operation and Development) の加盟国ではないが、G-20のメンバーであり、BEPSプロジェクトにはオブザーバーとして、また寄稿者として積極的に参加している。以下の表はBEPSの推奨事項を実施するためにインドネシアが実施した施策を要約したものである。

行動計画	実施施策
企業から顧客への電子サービスにかかるVAT (行動計画 1)	未決定
ハイブリッド・ミスマッチ (行動計画 2)	未決定
外国子会社合算税制(CFC) (行動計画 3)	インドネシアではCFC税制は導入済みであるが、配当に限定されている。

行動計画	実施施策
利子控除制限（行動計画 4）	過少資本税制は負債資本比率アプローチ（貸借対照表テスト）にに基づいており、BEPSが推奨する固定比率またはグループ比率ルールには反する。
有害税制対応（行動計画 5）	未決定
租税条約濫用防止（行動計画 6）	インドネシアではすでに租税条約濫用防止ルールが導入されている。
恒久的施設（PE）認定（行動計画 7）	未決定
移転価格税制（行動計画 8-10）	2013年に発行された規制は、OECD移転価格ガイドラインに沿っており、課税所得の配分を価値創造に合わせるために、納税者に知的財産の開発における当事者の役割を証明することを要求している。行動計画 8-10に沿った追加措置が実施されるかどうかはまだ分かっていない。
積極的な税務計画の開示（行動計画 12）	未決定
移転価格税制に関する文書化（行動計画 13）	<p>財務省は、2016年1月1日以降に開始する課税年度を対象に3層の文書化要件を導入した。</p> <p>当要件は行動計画13の推奨事項に従ったものであるが、マスターファイルとローカルファイルの両方に追加情報を求めている。両ファイルはインドネシア語で作成され課税年度終了後4か月以内に作成しなければならない。また、移転価格税制の範囲の中で、文書化要件を決定するための基準や国内関連者取引を決定するための基準が新たに導入された。</p>

行動計画	実施施策
<p>国別報告書(CbCR) (行動計画 13)</p>	<p>国別報告書は、2016年1月1日以降に開始する課税年度を対象に、行動計画13に従って導入され、一定の追加的な詳細を記載することになっている。国別報告書は課税年度終了後12か月以内に作成しなければならず、その後の年次法人税申告書とともに提出する必要がある。</p> <p>親会社が国外に所在する場合で、以下のいずれかの条件に該当する場合には、居住納税者は国別報告書を提出しなければならない。</p> <p>親会社所在国が、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国別報告書の提出が不要である場合</li> <li>・ インドネシア政府との間で情報交換に関する協定がない場合</li> <li>・ 上述の協定が存在するにもかかわらず、国別報告書をインドネシア政府が入手できない場合</li> </ul> <p>税務当局により国別報告書の提出についてさらなる適用指針が公表されることが期待されている。</p> <p>インドネシアは国別報告書の自動交換のための多国間当局規定に署名した国の一つである。</p>
<p>相互協議 (行動計画 14)</p>	<p>未決定</p>
<p>多数国間協定 (行動計画15)</p>	<p>インドネシアは税源浸食と利益移転(BEPS)を防止するための租税条約関連措置を実施するための多国間条約(MLI)に2017年6月7日に署名した。また、MLIの規定に関して留保事項(reseervations)と通告事項(notifications)のリスト(MLIポジション)も提出した。さらに、インドネシアは暫定的に主要目的テスト(PPT)と簡素化された特典限定条項(LOB)を採用している。</p>

3PPT は、租税条約の特典を享受することを「主要目的」とする取引から生ずる所得に対しては、その特典供与を認めないこととする規定。

4LOB は、条約上の特典を享受できる「適格者」の要件を客観的に規定し、非適格者に対する特典付与を制限する規定。

## 事業に関するその他の税金

### シャリア事業の法人税

一般的に、イスラム金融が伝統的な金融と異なる根本的な特徴は、「利息」の請求や支払いが出来ない点である。シャリア法では利息の請求や支払いを禁じているものの、当事者同士が契約時に合意する賃貸料や利益分配等、その他の形態で行なわれる投資の回収については禁止されていない。シャリア法に関連して最も議論されるのは、イスラム金融における利息授受の禁止に関する事項である。

所得税法にて規定されている収益と費用の扱いは一般的なバンキング（銀行活動）や金融サービスに対する場合と同様にシャリア事業活動にも当てはまる。シャリアバンキング及びシャリア金融サービスにおける法人所得税の取り扱いは以下の通りである。

### シャリアバンキング

受益者	所得の種類	税務上の扱い
銀行	賞与、プロフィットシェア、取引から生ずるマージン  その他の所得	利息として扱う  関連取引の課税所得に関する規定に従う
投資者/一般顧客	賞与、プロフィットシェア、インドネシアのシャリア銀行又は海外支店経由で設置されたファンドからの所得  その他の所得	利息として扱う  関連取引の課税所得に関する規定に従う

### シャリア金融サービス

取引種類	税務上の扱い
リース (Ijarah)	通常のオペレーティングリースとし、リース資産は非償却
ファイナンスリース (Ijarah Muntahiyah Bittamlik/IMB)	オプション付ファイナンスリースと同様にリース資産は非償却
ファクタリング (Wakalah bil Ujrah)	利益は利息として扱われる
消費者金融 (Murabahah, Salam, Istishna)	利益は利息として扱われる
その他のシャリア金融	報酬又はその他の収入は取引に係る通常の所得税のルールに従って扱われる
投資家によるコーポレートファイナンス (Mudharabah, Mudharabah Musytarah, Musytarah)	利益やプロフィットシェアは利息として扱われる
資産の引き渡し (サプライヤーから最終消費者へ直接引き渡されたと思われる)	関連する取引に係る通常の所得税のルールに従う

## アップストリームビジネスにおける原油及びガスの税務

原油・ガスの活動は州により管理されており、鉱業権の保有者として実行される。最も一般的な企業の契約形態は生産分与 (production sharing contract: PSC) 契約である。企業は1つのPSCにだけ参加が認められるか、1つのPSCへの参加利益を持ち、かつその企業は納税番号 (リング・フェンス原則) を保持しなければならない。リング・フェンス原則によれば、PSCに参加した企業に生じた開発費又は損失は他のPSCのもとで活動する企業への移転、使用あるいは引継ぎが認められない。協業契約は特別法 (lex specialis) のステータスであるため、一般的にインドネシアの所得税ルールに優先して適用される。契約によって明記されていない場合には一般的な税法が参照される

PSCのもと生じた投資及び支出は政府の承認が必要である。建設業者はワークプラン及び予算及び政府に承認された支出に従って開発及び開拓を遂行して生じたコストを回収する。(コストリカバリー方式)

PSC契約者は通常生産を通じて操業コストを回収する。もし暦年で操業コストが原油又はガスの生産の価値を上回ってしまった場合には、回収されなかった損失は繰り越し、翌年以降契約が終了するまでに回収される。残余となる原油及び天然ガスは政府及びPSC契約者との間で契約上合意された生産分配割合により配分される。

アップストリームのオペレーションでは“統一原則”が採用されている。この原則は税務上の控除可能なコストがPSC契約者によってPSCフレームワークのもと政府から回収されるコストと同一となり、またその逆も同様である。

アップストリームの契約者は法人税及び税引後利益 (例: ブランチプロフィット税) に対してファイナルタックスが課される。法人税及びブランチプロフィット税の税率は、政府令 No.79/2010の発行前に合意したPSCについては契約終了時までその当時の一般的な税法に従い、政府令 No.79/2010発行後に締結された契約についてはPSC契約者は契約時に有効な税法を採用するか、あるいはその後の税法の変更にも従うかどうか選択をすることが出来る。

2017年1月、政府は石油取引を促進するためにGross Split PSC制度を導入した。このPSCの根本的な変更は総生産額が政府と契約者の間で分配されるというものである。その結果、従来のPSCのようなファースト・トランシェ・ペトロリアム (FTP) やコストリカバリーまたは利益配分のような制度による生産資源の配分は行われなかったこととなった。

## 一般的な鉱業の税務

2009年以前、外国投資家はインドネシア政府と石炭及び鉱物の開拓及び採掘 (the exploration and exploitation) の契約をするために現地子会社を設立していた。アップストリームの原油及びガス業界における共同契約と同様に、業務契約は一般的にインドネシアの税法に優先して適用され、契約上明確になっていない場合にのみ一般的な税法が参照される。

契約内容に応じ、業務契約上の税務条項として通常は利益に対する法人税の計算 (税率や控除可能な費用) や契約終了時まで有効なその他の税務義務について定める。その他の契約では一般的な税法に従うとする場合もある。一定の採掘契約の税務上の取り扱いを決めるためには、各契約の詳細な分析が必要である。

契約にもとづく鉱業権は鉱物及び石炭採掘法No.4/2009の導入により有効ではなくなった。外国投資家は鉱業事業ライセンス (Izin Usaha Pertambangan: IUP)を通じて鉱業権を行使することが出来る。IUP保持者は一般的な税務ルールに従う。

### オフショア採掘会社

外国の原油及びガスの採掘サービス会社は総売上に対して15%の利益があるとみなされて税金が課される(つまり利益に対して3.75%の実効税率となる)。国内の原油及びガスの採掘サービス会社は一般的な税法に従う。

### ベンダー及びサービス事業者

建設、船舶等のPSC及び採掘業者への一定の業者は、典型的には総売上の一定率の税金が課される。他のミッドストリーム及びダウンストリームの業者は通常利益に対して税金が課される。

### ローカルにおける要求事項

PSCゼネコンはローカル(国内)の要求事項に従わなければならない。通常、このことはPSCゼネコンがインドネシアで入手出来るような商品、設備、又はサービスの輸入の輸入が出来ないことを意味する。その結果、外国の業者は直接PSCと契約をすることが出来ず、多くのケースでは国内の業者の下請けや協力業者としてPSCゼネコンとの契約を行う。

## 4. 個人所得税

個人所得税概要	
税率	5%-30%
キャピタルゲイン税率	0.1% - 30%
対象所得	全世界所得
二重課税排除	有り
課税年度	暦年
申告期限	3月31日
源泉税 (インドネシア国内源泉所得に適用)	
- 配当	10% (居住者); 20% (非居住者)
- 利息	
- ロイヤルティ	15%/20% (居住者); 20% (非居住者)
	15%
資産税	No
社会保険	1% - 4%
相続税	No
土地建物税	0.3%

土地建物取得税	5%
譲渡税	0.1%（インドネシア上場企業株の売却） 5%（非居住者による非上場企業株の売却） 正味受取額または課税売却価額の高いほうの 0%/1%/2.5%（土地・建物の売却）
新規上場時の創業者株の税率	0.5%
VAT	10%

### 居住者

居住者とはインドネシアに住居があり、12か月の間に183日以上インドネシアに滞在するか、居住目的でインドネシアに滞在する者のことをいう。非居住納税者とはインドネシアに183日未満滞在し、インドネシアに居住する意思のない者をいう。非居住者は税務目的で登録する必要はない。

### 課税所得及び税率

居住納税者は全世界所得から控除可能な項目や非課税所得を差し引いた所得に課税される。非居住者はインドネシア国内源泉所得にのみ課税される。

### 課税所得

インドネシアにおける個人所得税は国レベルでの課税である。課税所得には雇用所得、事業またはプロフェッショナル業による所得、その他の所得（配当、利息、ロイヤルティ等の不労所得、キャピタルゲイン等）が含まれる。従業員が受け取った各種ベネフィットは多くのケースで課税される（雇用者側は控除可能）。各種ベネフィットは一定のカテゴリーの雇用者により提供される場合は課税される。

政府補助金による政府プロジェクトでは契約者やサプライヤーは税務免除が受けられる。しかし個人、サブコントラクター、サブコンサルタント、サブサプライヤーに対しては適用されない。

### 所得控除及び免除

一般的に所得を生み出すための費用は控除することが出来る。

控除対象	控除可能額（年間）
納税者基礎控除	IDR 54,000,000
配偶者控除	IDR 4,500,000（夫と合算申告する妻の場合追加でIDR 54,000,000の控除が可能）
扶養控除	一人当たりIDR 4,500,000（血縁又は婚姻関係のある者で最大3人まで）
職業的サポート	総所得の5%、最大IDR 6,000,000
年金（年金受領者が対象）	総所得の5%、最大IDR 2,400,000
一定の年金ファンド(BPJS等)への拠出額	自身のための拠出額

控除対象	控除可能額(年間)
宗教的拠出	拠出額(証明可能で、かつ全ての要求を満たす場合)

財務省は所得控除額を再決定する権利を有する。

## 税率

課税所得	税率 <sup>(1)</sup>
IDR 50,000,000以下	5%
IDR 50,000,000超 IDR 250,000,000以下	15%
IDR 250,000,000 超IDR 500,000,000以下	25%
IDR 500,000,000超	30%

## 相続税及び贈与税

インドネシアでは相続税や贈与税は課されない。

## 財産税

インドネシアでは財産税は課されない。

## 申告・納税

インドネシアは自己申告制度であり、個人は自ら税金の計算及び申告書の提出が必要である。しかし所得が非課税限度額未満の場合は年次申告をする必要はない。申告書は各年度の3月31日までに提出されなければならない、申告書の提出前に納税されなければならない。

一定の条件を満たす個人については前年度の所得にもとづき毎月15日までに月次で予定納税が必要となる。

## 5. 間接税

### 付加価値税 (VAT)

VATは生産・出荷のサプライチェーンの各段階で課され、商品の販売やサービスの提供に対して10%の税率が課される。課税商品の輸出及び一定の課税サービスについては0%である。0%課税輸出サービスは、製造賃加工サービス、インドネシア関税地域外で 사용되는物品の修理メンテナンスサービス、インドネシア課税地域外で行われる非移動物品に対する建設サービスに限定される。

VATは無形資産(ロイヤリティ含む)及びインドネシア国外でインドネシアの事業(例:輸入サービス)に対して提供される実質的にすべてのサービスについても課される。VATは同様に国内生産か輸入かを問わず全ての製品に対しても課される。製造(マニファクチュアリング)とは、元々の形や物品の性質を変えたり、新しい物品を生み出したり、生産性を向上させる活動と定義されている。これには製造、加工、組立、梱包、箱詰めが含まれる。

一定の条件のもと、インプットVATはアウトプットVATに対して控除することが出来る。VATの超過支払いは、繰り越されるか、税務調査が実施された後に還付される。VATの還付請求は、毎月の税額払い戻しの還付請求をできる特定のVAT課税事業者を除いて、課税年度の終わりにのみ行うことができる。

一定の輸入または購入は、優遇制度によりVATが免除される。

- ・ 戦略的物品（機器、工場設備等）
- ・ 保税地域内の企業が加工する原材料
- ・ 課税対象物品の自由貿易区域（FTZ）への配送およびまたは輸入
- ・ NIPER（KITE（輸出目的の輸入簡易化制度）施設のためのID番号）を取得している製造業者による、輸出を目的とした加工、組み立て、他の商品への据え付けのための食品または物品の輸入
- ・ 対外援助により資金援助されているプロジェクトを行うために必要なサービス、設備およびその他物資の輸入および提供
- ・ 国有の海運または航空会社等の一定の業種の企業が行う輸入および購入
- ・ 免税されている一定の物品の輸入

VATインボイスは、売り手にVATを賦課し、買い手がクレジットを請求するための手段である。2016年7月1日から、VAT課税事業者はすべてe-VATインボイスを導入する必要がある。VAT課税事業者は、最初にアクティベーションコードとパスワードを要求し、登録されている税務署またはDGTが提供するウェブサイトから電子証明書を申請する。e-VATインボイスは、VATインボイスの交付または取消しを含む、DGTによって指定された電子システムを通じて発行されるものとする。e-VATインボイスはインドネシアルピアを使用し、電子署名を適用するものとする。VATインボイスを発行する義務のある企業は、DGTが提供する電子システムを通じてe-VATインボイス申請書を使用してVATの還付を準備する必要がある。

毎月のVAT申告は翌月末日が期限であり、提出前にVAT債務（アウトプットVATからインプットVATを差し引いた額）を支払う必要がある。インドネシア国内における海外の無形資産の利用又はサービスの利用に関する自己申告VATは、翌月の15日が支払期限となる。

インドネシアはVATをグルーピングする概念がない。もし会社が別々の税務当局の地域に複数の支店を有していても、会社はVATの支払いの集中化（セントラリゼーション）を申請し、統一したVATの支払い・申告をすることが出来る。集中化は通常はメインあるいは本店によって行われるが、一定の要件を満たせば支店レベルでも可能である。

### 資本税（キャピタルタックス）

キャピタルタックスはない。

### 固定資産税

土地建物税は毎年土地、建物、恒久的な構築物に課される。税率は固定資産の価値に対し最大0.3%である。税務上は非課税となる売却価値は当税金から控除される。

個人による土地及び建物の売却（土地及び建物の販売を主な事業とする個人を除く）の税率は売却額又は課税標準額のいずれか高い金額の5%である。贈与や相続による土地

建物の移転であり、かつ金額が60百万ルピアに満たない場合で非課税所得を超えない所得の納税者の場合には、税金が免除される。

土地建物の取得税5%は、個人が最大80百万ルピアの非課税限度額を超える土地建物に対する権利を取得したときに支払う必要がある。相続による取得の場合には最低350百万ルピアの非課税限度額が認められている。

### 譲渡税

インドネシア証券取引所における株式の売却については取引価額の0.1%の税金が課せられる。創業者株式については所有や売却に関わらず上場時の株式価額の0.5%のファイナルタックスが課せられる。

非居住者によるインドネシア国内会社の株式の譲渡については、租税条約を適用しない場合には譲渡価額の5%の源泉税が課せられる。一定の土地または建物の処分について取引価格の2.5%がファイナルタックスとして課税される。

土地建物の取得税は、取得価格が60百万ルピアを超える土地建物の権利を譲渡した場合に取得価格または不動産課税評価額(NJOP)のいずれかが高い方の5%が最大で課税される。合併に伴う譲渡や親族への譲渡に関連する場合等、様々な免除規定が適用される。

### 印紙税

印紙税は金融取引、証書、領収書などについて、書類の種類により3,000ルピアから6,000ルピアとされている。

### 関税及び物品税

インドネシアの通関区域に海外から輸入される商品はすべて「輸入品」として扱われ、一般的に関税と輸入税が課される。輸入者はAPIと呼ばれる輸入者識別番号を取得するために商業省への登録が必要であり、関税識別番号(NIK)を取得するためには税関総局に登録が必要である。

一定の免除が適用される(例えば、保税区域または保税倉庫内の商品および輸出目的の輸入施設内の商品)。

特惠関税率は、自由貿易協定(FTA)と経済連携協定(EPA)に署名した国々に拡大されている。これは、FTA / EPA加盟国には指定された輸入品の関税が低いか、完全になくなったことを意味する。現在、インドネシアは以下のスキームにおいて優遇税率を定めている。

- a. ASEAN貿易協定(ATIGA) : インドネシアとASEAN諸国との間の合意に基づく特惠関税の協定。この協定は、ASEAN諸国からインドネシアへの輸入品に適用される。
- b. ASEAN-中国FTA(ACFTA) : ASEAN諸国と中国との間の自由貿易地域を構築するための合意。中国とは中国本土を指し、特別行政区域(香港とマカオ)及び台湾は除外している。
- c. ASEAN-韓国 FTA(AKFTA) : ASEAN諸国と韓国との間の経済連携を構築するための合意。
- d. インドネシア-日本経済連携協定(IJ-EPA) : 両国の経済連携を構築し、両国の貿易と

投資を増やすインドネシアと日本の政府間の合意。

- e. ASEAN-オーストラリア-ニューージーランドFTA (AANZFTA) :オーストラリアとニューージーランドとの自由貿易地域を建設するASEAN諸国間の合意。
- f. ASEAN-インドFTA (AIFTA): ASEAN諸国とインドとの間の自由貿易地域を構築するための合意。
- g. インドネシア政府-パキスタンの輸入関税の規定: インドネシアとパキスタンとの間の優先貿易協定の枠内で行われているもの。

インドネシアにおける物品の流通を抑制する政府の施策の一環として、特定の商品には別途物品税が課せられている。主に酒類やたばこ製品に関わる多くの義務が課せられている。

税関(港)から物品が搬出される前に、関税および輸入税の支払いが必要である。商品が物品税の対象である場合にも、当該商品が港から搬出される前に物品税の支払いが必要である。違反した場合には過少支払額に応じて行政上の罰金が課せられる可能性がある。最大ペナルティは、過少支払額の1,000%。

### 環境税

中央政府には特別な環境税を課していない。しかし、一部の地域では、特定の水資源に液体廃棄物を投棄する許可は地方政府による使用料徴収の対象となる。

### 奢侈品販売税

奢侈品税は対象の物品にたいして10%から125%の範囲でVATに加えて徴収される。奢侈品税は輸入時または、製造の場合には対象の奢侈品が製造企業によって納品された時点で徴収される。

## 6. 源泉税

### 配当

インドネシア居住の会社がインドネシア国内の会社から受領した配当金は、配当金が利益剰余金からの支払であり、受領会社が25%以上の株式を保有する場合、税金は免除される。受領企業が25%未満の株式を保有している場合、配当は15%の源泉税の対象となる。これは法人税の前払いとして扱われる。

非居住者に支払われる配当金は、租税条約に基づいて減額されない限り、20%の源泉税の対象となり、税金はファイナルタックスとみなされる。

### 利息

居住者に支払われる利息には15%の源泉税が課せられる。居住者である銀行または特定の金融機関に支払われた利子は源泉税が免除される。

非居住者に支払われる貯蓄および預金口座に対する利息は、租税条約によって減額されない限り、20%の源泉税の対象となる。インドネシアの銀行及び外国銀行のインドネシア支店からの利息は、企業と個人に対して20%のファイナルタックス対象となる。

### ロイヤルティ

居住者に支払われるロイヤルティは15%の源泉税の対象となる。非居住者に対する支払は20%であるが、租税条約により減額される。税務目的では、インドネシアにおける資

産またはノウハウの使用料およびインドネシアにおける所有権またはノウハウの使用権の移転に関わるすべての費用がロイヤルティに含まれる。

### 賃金税/社会保障拠出

雇用者は、従業員の給与およびその他の報酬に起因する税金の計算、控除および納税の責任を負う。雇用主は従業員源泉徴収票を毎月提出しなければならない。

雇用主および従業員は、一般的な社会保障制度に拠出する必要がある(詳細は、「労働環境」の章を参照)。

### その他の取引

財務大臣規則により、技術、経営、コンサルティングサービス、その他のサービスおよび賃貸料(土地および/または建物の賃貸借を除く)に対してなされた国内の支払いには2%の源泉税が適用される。税務番号を持たない納税者の場合、税率は100%高くなる。

土地および/または建物の賃貸料の国内支払いには、10%のファイナルの源泉税が適用される。

### 申告・納税

配当、利子、賃貸料、プロフェッショナルサービス料、技術管理サービス料、建設サービス料などの税金の徴収は、源泉徴収を介して行われる。受取人がインドネシアの居住者の場合、源泉徴収された税金は受取人の年末の納税金額の支払いとみなされるが、受取人が非居住者の場合、源泉徴収された税は確定した税金(ファイナルタックス)を意味する。配当金、利子、ロイヤルティおよびその他の支払いから源泉徴収される税金は、翌月の10日目に支払われなければならない。

従業員の賃金および仕入先から控除された所得税の納付は、翌月10日までに支払われなければならない。申告は翌月20日が期限である。

## E. 監査及びコンプライアンス

インドネシアで事業を行う企業は、インドネシア会計士協会 (Indonesian Institute of Accountants) の財務会計基準審議会 (DSAK-IAI) が発行した会計基準 (PSAK) に従って会計記録を保持し、年度の財務諸表を作成しなければならない。

企業は、株主名簿を保持し、株式所有を詳述する取締役会およびコミサリスおよびその家族のための特別登録簿を保持しなければならない。株主の変更は、株主名簿及び特別登録簿に記録しなければならない。取締役会は、会計年度が終了してから6ヶ月以内に、株主総会に年次報告書を提出しなければならない。報告書には、少なくとも以下が含まれていなければならない。(1) 監査済み財務諸表 (2) 会社の状況および業績に関する報告書。

### 1. 会計年度

企業の会計期間は通常12ヶ月であり、一般的に会計年度として1月1日から12月31日までの暦年を使用するが、1月1日から開始されない会計年度を選択することも出来る。課税目的の場合、会計年度は暦年を使用するケースが多いが、会計年度と同様に、1月1日から開始しない会計年度を選択することも出来る。

### 2. 通貨

企業は機能通貨を使用して会計記録および財務諸表を作成する。しかし、企業は機能通貨以外の通貨 (表示通貨) を使用して財務諸表を表示することができる。機能通貨は、事業体が事業を行う経済環境の主たる通貨である。機能通貨は、商品やサービスの販売価格が表示され、決済される通貨であることが多い。

### 3. 言語及び会計基準

企業はキャッシュフロー情報を除いて発生主義により財務諸表を作成する。発生主義会計のもとでは、取引は発生時に認識される。また、企業は資産、負債、資本、収益および費用をその認識基準が満たされた場合に認識する。

企業の会計記録および年次財務諸表は、DSAK-IAIが発行した会計基準 (SAK) に準拠するものとする。公的な説明責任のない企業は、公的な説明責任を持たない企業のための中小規模事業用会計基準 (SAK ETAP) を採用することができる。これは完全なSAKよりシンプルである。

### 4. 監査要件

次の企業は公認会計士の監査を受けた年次財務諸表を提出する必要がある。

- ・ 公開会社
- ・ 銀行、保険会社、不特定多数から資金を集め運用する会社
- ・ 社債を発行する会社
- ・ 資産規模が500億ルピア以上の会社 (会社法で500億ルピア以上、商業省令で250億ルピア以上と規定されている)
- ・ 銀行の債務者であり、銀行により財務諸表の監査を受けるよう要請されている会社
- ・ インドネシアで事業を行うことを許可されている外国企業
- ・ 一定の国有会社

監査は、インドネシア公認会計士協会（IICPA）が公布したインドネシア監査基準に従って行われる。

上場企業は、年次財務諸表期間の終了後3ヶ月以内に、資本市場規制機関である金融庁（OJK: Otoritas Jasa Keuangan）に監査済み財務諸表を提出する必要がある。

中間財務諸表は、監査を受けていない場合には中間財務諸表の日付から1ヶ月以内にOJKに提出されなければならない。監査人のレビューを受けている場合には2ヶ月以内に、それ以外の場合は3ヶ月以内に提出されなければならない。

## 5. 独立性

インドネシアの監査基準では、監査人は監査人の独立性を維持し、監査人の倫理規定を遵守し、監査を行う際に潜在的な利益相反を回避する必要がある。さらに、監査人は規制当局（財務省等）が発行する関連する独立性のルールを遵守する必要があり、これには上場企業の監査人に求められるOJKの独立性ルールも含まれる。

OJKの独立性ルールNo. 13/POJK.03/2017は上記の企業に対し公認会計士の3年ごとの強制ローテーション及び2年のインターバル期間を要求している。この強制ローテーションは公認会計士のみにも適用され、会計事務所には適用されない。



## F. 労働環境

### 1. 従業員の権利と報酬

2003年の労働法第13号 (Manpower Law No.13 of 2003) では、労働者の交渉、労働条件の最低基準、退職金および報酬の支払いに関する規則を定めている。当法律は労働者のストライキ権を認めているが、ストライキが法令を順守し、秩序があり、平和的であるという要件に制限している。

インドネシアは国際労働機関 (ILO) の主要な条約を批准しており、これには組合と団体交渉の権利、同一の仕事に対する男女平等賃金、強制労働、組合の自由、および組合の保護が含まれる。雇用の最低年齢に関するILO条約138はインドネシアの法律に組み込まれており、最悪の形態の児童労働を排除するILO条約182号についても2000年に批准され、インドネシアの法律に組み込まれている。

政府は、外国人雇用、労働の健康・安全、労働能力基準、残業基準、賃金など、労働法を拡大または改正するいくつかの規制を出している。

### 2. 賃金及び福利厚生

地方賃金協議会は、各州および各地域の最低賃金水準を設定している。これらの協議会は、労働移住省 (Ministry of Manpower and Transmigration)、全インドネシア労働組合、雇業者協会、学界の代表者から構成されている。賃金水準は、インフレに伴い過去数年間で上昇し続けている。地区レベルの最低賃金は、地方の賃金よりも大幅に高い場合がある。

賃金には、最低賃金、時間外賃金、病気賃金、および休暇賃金が含まれる。現金賃金は最低賃金の75%を構成しなければならず、残りは一般的に食事と通勤に配分される。外国企業は通常、最低賃金の2倍の給与で従業員を雇用している。ほとんどの地域の企業は最低賃金よりわずかに高い水準の賃金を支払っている。

福利厚生には、年次休暇 (通常年12日) と祝日の有給休暇、宗教休暇、家族休暇 (結婚を含む)、妊産婦休暇、病気休暇などの休暇が含まれる。退職時には退職金による補償が必要である。従業員は宗教祝祭手当 (THR) として1ヶ月のボーナスを受け取り、当該手当はイスラム教徒はレバラン (ラマダンの終わり) の前、クリスチャンはクリスマスの前、ヒンズー教徒はニュピの前、そして仏教徒は大祭の前に支払われる。

### 年金及び社会保険

現在、社会保障制度 (BPJS) にはBPJSマンパワーとBPJSヘルスケアという2つのタイプがある。両方のプログラムに対する拠出は、雇用主と従業員の両方によって行われる。

新しいBPJSマンパワースキームは2014年1月1日に施行されたが、一般的に以前の社会保障やJamsostekを継承し、保険料はJamsostek保険料と同じままである。つまり、労働者災害保険は0.24%~1.74% (雇用者負担)、生命保険は0.30% (雇用者負担)、退職金制度は3.70% (雇用者負担) 及び2.00% (従業員負担) である。

医療制度は古い医療制度に取って代わり、2019年1月1日までに完全に義務化される予定である。保険料は従業員の月次給与の5%（4.0%が雇用者によって支払われ、1.0%が従業員によって支払われる）である。拠出額を決定するために使用される従業員の月給の上限は、インドネシアの税金控除額の2倍（既婚及び子供1人の場合）、または現時点でIDR 8,000,000 /月である。強制されている保険料は、夫、妻、そして2人の子供がカバーされる。追加の家族については、追加保険料でカバーすることができる。

現在の規制では、対象者には、インドネシアで少なくとも6ヶ月間働く外国人労働者（有効な労働/滞在許可を保持しなければならない）も含まれている。

### その他の手当

個々の交渉または団体交渉により、その他の手当が決定される。これらには、通常、家族および生活費の手当、従業員とその家族の無償の医療手当、住宅、通勤費、および作業服が含まれる。多くの企業が年金制度を提供している。シニアエグゼクティブは、社用車や年次のホームリーブ（帰国手当）などの追加給付を受ける場合が多い。

### 3. 解雇

3ヶ月間以上継続して雇用されている労働者の解雇には法的制約がある。生産の削減が必要であったり、労働者が不適切とみなされたりしても、従業員と雇用者との間で合意された退職金の支払いを行わずに、解雇することはできない。合意に達することができない場合、雇用主は労働移住省の承認を得る必要がある。

退職金の支払いは、従業員の最終月給（サービスの期間によって異なる）の1～9倍となり（最低3年間の勤続後）、勤続功労金は従業員の最終月給の2倍となる。雇用終了時のその他の報酬には、未消化の年次休暇に対する現金支払いと、退職金および勤続功労金の15%に相当する住宅および医療給付が含まれる。

### 4. 労働者及びマネジメントの関係

労働契約は一般的であり、通常一定期間内に会社に入社する従業員を対象としている。契約は1年から3年間更新することができる。団体交渉は、労働組合が少なくとも労働者のうち51%を代表する、あるいは承認を得ている場合には、企業レベルで行われる。労働争議は、特別な地方レベルの民事裁判所によって取り扱われる。

### 5. 外国人の雇用

外国人の雇用は、インドネシア人が果たすことができないポジションにおいてのみ許可されており、定期的かつ体系的な訓練が提供され、インドネシア人が最終的に駐在員を置き換えることができる場合にのみ許可される。政府がインドネシア人ではポジションを埋めることができないと考えている場合は、通常外国の管理者と技術者を雇用する許可を得ることは難しい。しかし、外国人には特定のポジション（例えば、人事管理者）を満たす資格はない。

外国人は専門家、管理者、監督者、技術者/オペレーターの4つのクラスに分類される。4つのクラスすべてに就労許可が必要である。

外国人はインドネシアで就労するためには申請するポジションに沿ったレベルの教育を受け、適格証明または同等のポジションでの最低5年間の就労経験を有していることが要求され、またインドネシア人のカウンターパートを雇用する必要がある（ディレクターまたはコ

ミッションナーのポジションを除く)。原則的には比率は1対1(1人の駐在員に対し1人のカウンターパート)であるが、これは会社の法的形態や業態によって大きく異なることがあり得る。外国人就労許可申請書には、インドネシア人カウンターパートのインドネシアIDカードのコピー及び職務内容説明書を添付する必要がある。

企業は、駐在員を受け入れる前に外国人雇用計画(RPTKA)を労働省に送付しなければならない。必須の報告書及び従業員福利厚生報告書もRPTKA申請時に添付することが要求されている。RPTKAには、1年間の各駐在員のポジション、必要な資格、およびインドネシア人スタッフのトレーニング計画が記入されなければならない。更新時には、企業は駐在員がインドネシア人に知識を移転したことを証明する報告書を提供しなければならない。承認された人材計画に基づいて個々の就労許可が認められる。就労許可申請の承認には最大3ヶ月かかることがある。

インドネシアで就労する駐在員のポジションは全て労働省外国人労働者雇用局からの承認を受ける必要がある。



# デロイトとは

デロイトは世界で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、グローバルネットワークの力を結集し期待を超えるサービスを提供します。デロイトは世界のどこにおいても、グローバルネットワークによる豊富な経験と専門知識を世界各地の企業に提供しています。

デロイトは、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約245,000名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。デロイトはFortune Global 500®の8割の企業にサービスを提供しています。

デロイトの専門家は、誠実性、市場への卓越した価値の提供および文化的な多様性を醸成する協調的なカルチャーを共有しています。また、継続的な学習、困難な問題への挑戦、キャリア向上を尊ぶ環境の中で、企業責任の強化と人々からの信頼の確立に尽くし、社会に価値あるインパクトを創造することを使命としています。

More than

**245,000** people in more than 150 countries globally across 725 offices

**US\$36.8bn global revenues in FY16**

**6,340** people on international assignments in FY15

**8000** Almost people in 25 offices across Southeast Asia

**46,000** staff and partners in Asia Pacific

**72,000** people hired globally in FY16

## デロイトSEAとは

デロイトトウシュートマツのメンバーファームであるデロイトSEAは、ブルネイ、カンボジア、グアム、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナムの各国に拠点を置き、国境を越え、成長著しい企業のニーズ確かな価値を提供するために設立されました。

デロイトSEAの25の拠点には330名のパートナー及び8,000名のプロフェッショナルを超えるメンバーを擁し、専門知識・人的リソース・情報・方法論を結集することで、SEA内のクライアントニーズに効率的・効果的に対応するとともに、クライアントの期待を超える最高品質のサービスを提供します。

デロイトSEAは東南アジアの市場における一つのデロイトであり、インドネシアやシンガポールにおける資本市場、あるいはグアムにおける移転価格の専門領域であっても、優れたチームを結成しサービスを提供します。

デロイトはSEAとして一つの組織になることで教育研修を集中化することが可能となり、各国のマーケットにおいてもニーズに応じイノベティブなサービスとソリューションを提供し続けることの出来る体制を築いています。

デロイトインドネシアとは

インドネシアではデロイトの業務は次の法人によって行われています

- Satrio Bing Eny & Rekan (監査)
- Deloitte Touche Solutions (税務コンサルティング)
- PT Deloitte Konsultan Indonesia (ファイナンシャル及びビジネスアドバイザー)
- PT Deloitte Consulting (コンサルティング)

デロイトインドネシアはジャカルタとスラバヤに拠点をもち、80名を超えるパートナー・ディレクター及び1,200名を超えるスタッフを擁しています。デロイトインドネシアは国内の上場企業やメジャーな多国籍企業、公共企業、成長著しい企業等にサービスを提供しています。

デロイトインドネシアはメジャーな多国籍企業、国内の大企業や公共企業、国内の重要クライアント及び成長著しいグローバル企業等の様々なクライアントの基盤を持っています。デロイトインドネシアは銀行及びファイナンス、製造業、輸送業、情報通信、メディア、小売・卸売、オイル・ガス、製薬・医療等の主要な業界をカバーしています。

クライアントにサービスするチームはパートナー及びプロフェッショナルスタッフにより構成され、豊富な経験、専門知識と業界に対する知見を結集することで、グローバルの事業環境のもとで活動するクライアントの期待を超えるビジネスのソリューションを生み出すサポートをしています。



# Contacts

## **Claudia Lauw Lie Hoeng**

カントリーリーダー

clauw@deloitte.com

## 監査

### **Satrio Kartikahadi**

保証業務・アドバイザーリーダー

skartikahadi@deloitte.com

### **Bing Harianto**

bharianto@deloitte.com

### **Eny Indria**

eindria@deloitte.com

### **Merliyana Syamsul**

msyamsul@deloitte.com

## 税務

### **Melisa Himawan**

税務リーダー

mehimawan@deloitte.com

### **Roy David Kiantiong**

rkiantiong@deloitte.com

### **John Lauwrenz**

jlauwrenz@deloitte.com

## ファイナンシャルアドバイザー

### **Edy Wirawan**

ファイナンシャルアドバイザーリーダー

ewirawan@deloitte.com

### **Winawati Widiana**

wwidiana@deloitte.com

### **Maria Christi Pratiwi**

mchristi@deloitte.com

## リスクアドバイザー

### **Brian Johannes Indradjaja**

リスクアドバイザーリーダー

bindradjaja@deloitte.com

### **Budiyanto**

budiyanto@deloitte.com

### **Antonius Augusta**

aaugusta@deloitte.com

## コンサルティング

### **Iwan Atmawidjaja**

コンサルティングリーダー

iatmawidjaja@deloitte.com

## 中国サービスグループ

### Dennis Li Yu Ying

テクニカルアドバイザー  
+62 21 5081 9216  
yuyli@deloitte.com

### Hartono Laksana Widjaya

+62 21 5081 9240  
hwidjaya@deloitte.com

## 韓国サービスグループ

### Bang Chi Young

テクニカルアドバイザー  
+62 21 5081 8191  
bangchiyoung@deloitte.com

### Bae Sung Eun

テクニカルアドバイザー  
+62 21 5081 9215  
baesungeun@deloitte.com

## Satrio Bing Eny & Rekan

### Deloitte Touche Solutions

### PT Deloitte Konsultan Indonesia

The Plaza Office Tower 32nd Floor  
Jl. M.H. Thamrin Kav 28 – 30  
Jakarta 10350, Indonesia  
Tel: +62 21 5081 8000  
Fax: +62 21 2992 8200, 2992 8300

## 日系企業サービスグループ

### Fenny Widjaja

日系企業サービスグループリーダー  
+62 21 5081 8102  
fwidjaja@deloitte.com

### Daiji Murayama / 村山大二

テクニカルアドバイザー (全般・監査)  
+62 21 5081 8118  
damurayama@deloitte.com

### Keisuke Okubo / 大久保圭祐

テクニカルアドバイザー (全般・監査)  
+62 21 5081 8117  
keisokubo@deloitte.com

### Yusuke Ogata / 尾形悠佑

テクニカルアドバイザー  
(リスクアドバイザー)  
+62 21 5081 9626  
yogata@deloitte.com

### Koji Sugimoto / 杉本浩二

テクニカルアドバイザー (税務)  
+62 21 5081 8829  
kojisugimoto@deloitte.com

## PT Deloitte Consulting

The Plaza Office Tower 30th Floor  
Jl. M.H. Thamrin Kav 28 – 30  
Jakarta 10350, Indonesia  
Tel: +62 21 5081 9555  
Fax: +62 21 2992 8022

# Notes



# Deloitte.

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, a UK private company limited by guarantee (“DTTL”), its network of member firms, and their related entities. DTTL and each of its member firms are legally separate and independent entities. DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) does not provide services to clients. Please see [www.deloitte.com/id/about](http://www.deloitte.com/id/about) to learn more about our global network of member firms.

Deloitte provides audit & assurance, consulting, financial advisory, risk advisory, tax & legal and related services to public and private clients spanning multiple industries. Deloitte serves four out of five Fortune Global 500® companies through a globally connected network of member firms in more than 150 countries and territories bringing world-class capabilities, insights, and high-quality service to address clients’ most complex business challenges. To learn more about how Deloitte’s approximately 264,000 professionals make an impact that matters, please connect with us on Facebook, LinkedIn, or Twitter.

## About Deloitte Southeast Asia

Deloitte Southeast Asia Ltd – a member firm of Deloitte Touche Tohmatsu Limited comprising Deloitte practices operating in Brunei, Cambodia, Guam, Indonesia, Lao PDR, Malaysia, Myanmar, Philippines, Singapore, Thailand and Vietnam – was established to deliver measurable value to the particular demands of increasingly intra-regional and fast growing companies and enterprises.

Comprising approximately 330 partners and over 8,000 professionals in 25 office locations, the subsidiaries and affiliates of Deloitte Southeast Asia Ltd combine their technical expertise and deep industry knowledge to deliver consistent high quality services to companies in the region.

All services are provided through the individual country practices, their subsidiaries and affiliates which are separate and independent legal entities.

## About Deloitte Indonesia

In Indonesia, services are provided by Satrio Bing Eny & Rekan.

This publication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, its member firms, or their related entities (collectively, the “Deloitte Network”) is, by means of this publication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser. No entity in the Deloitte Network shall be responsible for any loss whatsoever sustained by any person who relies on this publication.